

# 法理学

足立 英彦

2020年12月11日



# 目次

第 1 章	論理学入門	9
第 1 節	命題論理入門	10
1	命題	10
2	論理結合子	11
(1)	否定	11
(2)	連言	11
(3)	選言	12
(4)	条件法	13
3	論理式の形成規則	14
4	恒真式、矛盾式、事実式	15
5	妥当な推論	16
(1)	定義	16
(2)	妥当な推論の例	17
1	肯定式 (modus ponens)	17
2	否定式 (modus tollens)	17
6	論理的同値	18
7	矛盾、整合性	19
第 2 節	述語論理入門	20
1	語彙	20
2	論理式の形成規則	21
3	真理値について	23
4	多項述語論理	24
第 2 章	規範	25
第 1 節	規範とは何か	25
1	規範	25
2	規範文	26
3	義務様相	26
(1)	義務様相の表現方法	26

	(2)	義務様相の相互関係 . . . . .	27
	1	否定 . . . . .	28
	2	反対・小反対・含意 . . . . .	28
		2.1 反対 . . . . .	28
		2.2 小反対 . . . . .	28
		2.3 含意 . . . . .	28
	(3)	自由と不自由 . . . . .	29
4		規範の真理値 . . . . .	30
	(1)	可能世界 . . . . .	31
	1	可能世界の整合性 . . . . .	31
	2	可能世界の完全性 . . . . .	31
	3	到達可能性と様相命題の真理値 . . . . .	32
	(2)	理想世界 . . . . .	33
	1	否定 . . . . .	34
	2	理想世界の存在仮定と反対・小反対・含意 . . . . .	34
	3	楽観的な批判主義者 . . . . .	34
	4	理想世界のありよう . . . . .	35
		第2節 規範の分類 . . . . .	36
	1	名宛人の範囲による分類 . . . . .	36
	(1)	個別規範 . . . . .	37
	(2)	一般規範 . . . . .	37
	2	条件の有無による分類 . . . . .	38
	(1)	無条件の規範 . . . . .	38
	(2)	条件つき規範 . . . . .	38
	1	条件つき規範の表現方法 . . . . .	39
		1.1 Wide Scope Ought の問題 点とその解決策 . . . . .	39
		1.2 Narrow Scope Ought の問 題点 . . . . .	41
		1.3 小括 . . . . .	42
	2	条件つき規範の撤回不可能性 . . . . .	42
		第3章 権利 . . . . .	45
		第1節 権利とは何か . . . . .	45
	1	権利（請求権）の構造 . . . . .	45
	2	権利と義務の関係 . . . . .	46
		第2節 権利の分類 . . . . .	47
	1	すべての人に対するすべての人の権利 . . . . .	48

---

2	特定の人に対するすべての人の権利 . . . . .	49
3	すべての人に対する特定の人への権利 . . . . .	49
4	特定の人に対する特定の人への権利 . . . . .	49
第3節	自由権 . . . . .	49
1	自由と不自由 . . . . .	50
(1)	自由 . . . . .	50
(2)	不自由 . . . . .	50
(3)	明示の自由と黙示の自由 . . . . .	51
1	明示の自由 . . . . .	51
2	黙示の自由? . . . . .	51
2	自由権（補強された自由） . . . . .	52
3	自由権の分類 . . . . .	53
(1)	すべての人に対するすべての人の自由権 . . . . .	53
(2)	特定の人に対するすべての人の自由権 . . . . .	54
(3)	すべての人に対する特定の人への自由権 . . . . .	54
(4)	特定の人に対する特定の人への自由権 . . . . .	54
4	原理としての基本権 . . . . .	55
(1)	原理とその適用方法 . . . . .	55
(2)	比例原則（適合性・必要性・狭義の比例性） . . . . .	56
1	適合性 . . . . .	57
2	必要性 . . . . .	57
3	狭義の比例性 . . . . .	58
5	自由権の意義 . . . . .	58
(1)	「道徳的な生存」とは何か? . . . . .	59
(2)	道徳的な生存と自由権の関係 . . . . .	60



# はじめに

## 法理学の問

法理学は法学の一分野です。法学は実定法学と基礎法学とに分けられます。実定法学は法律学とも呼ばれ、現在通用している法令を研究対象とします。法学に属する（少なくとも属すると自認している）他の諸分野はまとめて基礎法学と呼ばれ、これから説明する法理学の他に、過去の法令を対象とする法制史学、外国の法令を対象とする外国法学などが含まれます。

法理学は、実定法学や、法理学以外の基礎法学の諸分野とは根本的に異なる点があります。それは問の立て方です。実定法学、法制史学、外国法学の共通の問いは「何が法か？」です。もちろん、実定法学は「何が我が国の法か？」を問い、法制史学は「何が我が国の、または特定の外国の法であったか？」を問い、外国法学は「何が（当該）外国の法か？」を問うという違いはありますが、これらの学問分野は、各国の現在の、または過去の実定法の体系を「法」として想定し、それが厳密にはどのようなものであるかまでは問いません。各国の現在の、または過去の法令の条文、それらの解釈、または個々の事件における法的判断が各国の法体系に属するか否か、すなわち法であるか否かを問うのです。

法理学は、実定法学や法制史学、外国法学が突き詰めては考えない問と取り組みます。その問は「法とは何か？」です。法と呼ばれる対象—それには自分の国の現行法だけではなく外国の法も、国際法も、過去や未来の法も含まれるでしょう—に何か共通の性質、すなわち本質があるのか、あるとすればそれは何なのかを考えることが、法理学の課題なのです。

実定法の内容は時代や場所によって異なります。法理学の対象は、時代や場所によって異なる、法の本質的な部分です。法の変わりうる部分と変わらない部分の両方を学んではじめて法を学んだといえるでしょう。そのため、実定法学の諸分野や法制史学、外国法学と合わせて、この法理学もぜひ学んでいただきたいと思います。

## 「法理学」という名称について

「法とは何か」という問と取り組む学問分野を「法理学」と呼ぶということを説明しましたが、この「法理学」という名称は、東京大学の穂積伸重が、明治14（1881）年に採用した名称です（穂積・穂積（1916）168頁）。その後、新カント学派の流行とともに、ドイ

ツ語の Rechtsphilosophie の訳語である「法律哲学」が普及し、さらに昭和 10（1935）年に東京大学の尾高朝雄が自著の名称を『法哲学』（尾高（1935））として以来、法理学と法哲学が併存するようになったといわれています（青井（2007）3 頁）。全国の大学を見渡すと、たとえば北海道大学、東京大学、名古屋大学や早稲田大学では「法哲学」、東北大学、京都大学、大阪大学、九州大学や慶応義塾大学では「法理学」\*1、という名称が使われており、どのような理由でそうなっているのかは分かりません。金沢大学では、法文学部設立当初より「法理学」という授業科目を置いています。日本語の「法理学」「法哲学」に相当する英語は philosophy of law, legal philosophy, jurisprudence などであり、中国語では「法理學」です。

## 授業の形式、成績評価の方法など

今年度の授業は WebClass を利用したオンデマンド方式と教室での対面方式を併用します。教室での授業の際には Zoom を利用し、自宅等の遠隔地からでも参加できるようにします。11 月下旬又は 12 月上旬に小テストを、2 月上旬に期末試験を行います。可能な限り教室で行いたいと思いますが、これはコロナウイルスの状況次第です。小テストは 30 点満点、期末試験は 70 点満点とし、合計点に基づき成績評価を行います。小テストと期末試験の答えは採点后に返却します。過去の小テストの問題と解答は私の Web で公表しています。質問はいつでもメール (hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp) で受け付けますが、授業の内容に関する質問がある場合は、他の履修者にとっても参考になることが多いので、なるべく WebClass のチャットを利用してください。それでは法理学の授業を始めましょう。

---

\*1 ただし京大の大学院では「法哲学」という名称も使われている模様。



## 第1章

# 論理学入門

法理学の課題は、法と呼ばれる対象に共通の性質を、すなわち時代や地域に依らない法の本質を探求することです。ところで、法と呼ばれるもののほとんどは言語で表現されています。一部の簡単な内容は、道路標識のように図で表現することも可能ですが、複雑な内容を図で表現することはできません。このため、法理学の対象のほとんどは言語で表現されています。

しかし残念なことに、人類の言語にはとても多くの種類があり、したがって法と呼ばれるものも様々な言語で表現されています。このことは法理学の課題にとっての、すなわち共通の対象を探求する試みにとっての大きな障害です。

では、現在の世界の事実上の共通言語である英語を使えばいいのではないか、という考えもあるでしょう。しかし、そもそも英語をはじめとする自然に生成発展した言語の表現は多義的であり、それゆえに解釈の争いが生じるのであって、英語を使ってもその争いから逃れることはできません。

このため、この授業では Logic（「論理」または「論理学」と訳されますが、論理記号や論理式と言った方がイメージしやすいでしょう）という人類共通の人工言語（artificial language）を使います。Logic は我々人類が自然と発展させてきた自然言語（natural language）ではなく、人工的に作り上げた人工言語の一つであり、解釈の余地がなく、現在では学問に携わる人々の共通言語となっています。このため、Logic での表現は、法学に携わるすべての人々にとって共通の理解を可能とします。そのうえ、他分野の人々も理解できるため、Logic を利用することによって、法学以外の他分野の学問的成果を法学に導入する可能性も開けます。近年、人工知能が飛躍的に進化しつつありますが、人工知能の基礎も Logic です。以上のことから、人類共通の人工言語である Logic を知ることは、法理学の課題にとってはもちろん、法学全般にとっても重要なのです。

なお、Logic にも語彙や文法があり、それらの違いによって実はさまざまの Logics があります。この授業では、この章でさまざまな Logics の多くに共通する命題論理と述語論理の基本を説明したうえで、次の章では規範を対象とする法学にとって不可欠の様相論理と義務論理の初歩的な内容について説明します。

なお、以上のように論理を重視する法理学こそが真の法理学であると私（足立英彦）は

信じていますが、それが他大学で多く行われている正義論中心の法理学・法哲学とかなり異なっていることも自覚しています。正義論の重要性を否定するつもりは全くありませんが、本学では仲正昌樹先生が「政治思想史」の授業で正義論を扱っておられ、また読みやすい入門的な日本語文献も多数ありますので、この授業では正義論にはほとんど触れません。正義論に関心のある方は、最近の出版物の中ではとりあえず住吉 (2020) を手に取ることをお勧めします。

## 第1節 命題論理入門

これから Logic (論理) という人工言語について説明します。外国語を学ぶときには、その外国語に固有の語彙と文法を学ばなければなりません。Logic を学ぶ際も同様です。すなわち、Logic という言語の語彙と文法を学ぶ必要があります。まず語彙から学びましょう。

最初に、命題を最小単位とする Logic である命題論理 (propositional logic) の語彙と文法について説明し、そのあとで命題論理の拡張である述語論理 (predicate logic) の語彙と文法について説明します。

### 1 命題

命題論理の最小単位は命題です。命題 (proposition) は、文が表現する内容です。この内容、すなわち命題とはいったい何なのかについては論理学者や哲学者の間で争いがあります。答えの候補としては、文の意味、文が説明している出来事、心の中のイメージなどがありますが、この授業には直接には関係しない論点ですので、これ以上の検討はここではしません。

文が表現する内容のすべてが命題である、というわけではありません。文が表現する内容のうち、真または偽という値 (あたい) を持つもののみが命題です。真、偽という値を真理値 (しんりち) と呼びます。たとえば、「2020年10月1日の金沢の天気は晴れである」という文の内容のように、現実の世界を叙述するものは、その内容が現実と対応していれば、すなわち実際に晴れていれば真、対応していなければ、すなわち曇っていたり雨が降ったりしていれば偽という値を持ちますので、命題です。これに対して、現実の世界を叙述する文の内容であっても、個人の主観的な評価を含む文 (例えば、「金沢は日本で一番美しい街である。」) や、そもそも現実の世界ではなく空想の世界を叙述する文 (例えば、「鬼の頭には2本の角がある。」) などのように、その真偽が人によって異なったり、そもそも真偽の値を割り当てる意義のない文もあります。これらは文の内容であっても命題ではありません。したがって、命題の正確な定義は「文の内容のうち、真理値をもつもの」です。

命題は、原子命題 (atomic proposition)\*<sup>1</sup>と分子命題 (molecular proposition)\*<sup>2</sup>に分類できます。原子命題は、次に説明する論理結合子 (否定詞と接続詞) を含まない命題であり、分子命題は原子命題と論理結合子で構成された、より複雑な命題です。

命題を記号で表現したものを論理式 (well-formed formula, wff\*<sup>3</sup>)、原子命題を記号で表現したものを原子式 (atomic formula)、分子命題を記号で表現したものを分子式 (molecular formula) と呼びます。

## 2 論理結合子

推論の正しさ (後述) に直接に関わる「・・・でない」「かつ」「または」「ならば」を論理結合子 (logical connective) といいます。以下では、それぞれの論理結合子の書き方とその意味を説明します。

### (1) 否定

否定 (negation) の記号は  $\neg$  です。以下、この命題論理の節では、命題を大文字のアルファベットで表します。たとえば「A でない」(not A) という命題は  $\neg A$  と表します。この命題は原子命題 A に否定詞を付け加えたものですので分子命題です。

分子命題の真理値は、その分子命題を構成する原子命題の真理値が決まれば決まります。たとえば  $\neg A$  は、A が真のときに偽となり、A が偽のときに真となります。たとえば、「今日は晴れている」という命題が真のときは、「今日は晴れていない」という命題は偽です。「今日は晴れている」という命題が偽のときは、「今日は晴れていない」という命題は真です。

$\neg A$  の真理値と A の真理値の関係は、「 $\neg A$  は、A が偽のとき、またそのときにのみ、真である」(If and only if A is false,  $\neg A$  is true. ) と表現できます。この関係を表に表すと以下ようになります。なお、この表では真を 1、偽を 0 で表します。

A	$\neg A$
1	0
0	1

この表のように、一番左の列に原子命題の真理値を書き、その右側に分子命題の真理値を書き、両者の関係を表した表を真理表 (truth table) と呼びます。

### (2) 連言

二つの命題を「かつ」(and) で結ぶ論理結合子を連言 (conjunction) といい、 $\wedge$  という記号で表します。たとえば「A かつ B」(A and B) という命題は  $A \wedge B$  と表します。

\*<sup>1</sup> 単純命題 (simple proposition) ともいう。

\*<sup>2</sup> 複合命題 (compound proposition) ともいう。

\*<sup>3</sup> well-formed とは、あとで説明する論理式の形成規則に従っているという意味です。その規則に従っていないものは wff ではなく、したがって論理式ではありません。

$A \wedge B$  の真理値と  $A, B$  の真理値の関係は「 $A \wedge B$  は、 $A, B$  のすべてが真であるとき、またそのときにのみ真である」と表現できます。たとえば  $A$  が「今日の金沢は晴れている」、 $B$  が「今日の台北は晴れている」であれば、金沢と台北の両方の都市で晴れている場合だけ「今日の金沢は晴れており、今日の台北は（も）晴れている」という分子命題は真となり、それ以外の場合、すなわち、金沢は雨で台北は晴れの場合と、金沢は晴れて台北は雨の場合と、どちらの都市でも雨が降っている場合は偽になります。連言の真理表は以下の通りです。

$A$	$B$	$A \wedge B$
1	1	1
1	0	0
0	1	0
0	0	0

### (3) 選言

二つの命題を「または」(or) で結ぶ論理結合子を選言 (disjunction) といい、 $\vee$  という記号で表します。「 $A$  または  $B$ 」( $A$  or  $B$ ) という命題は  $A \vee B$  と表します。 $A \vee B$  の真理値と  $A, B$  の真理値の関係は、「 $A \vee B$  は、 $A, B$  のすべてが偽でないとき、またその時にのみ真である」と表現できます。上記の連言の例を使えば、金沢と台北の両方で晴れている場合と、いずれかで晴れている場合は「今日の金沢は晴れている、または、今日の台北は晴れている」という分子命題は真となり、両都市で晴れていない（曇っているか雨が降っている）場合は偽となります。

選言の真理表は以下の通りです。

$A$	$B$	$A \vee B$
1	1	1
1	0	1
0	1	1
0	0	0

論理という人工言語の選言の意味は以上の通りなのですが、自然言語の「または」(or) には、上記の他にもう一つの意味があります。たとえば、レストランの昼食のセットに飲み物がついていて、メニュー表に（食後に）「コーヒーまたは紅茶」と書いてあったとします。つまり、このランチセットを注文した人は「コーヒーを飲む、または紅茶を飲む」ということです。メニューに書いてあるわけですからこの分子命題は真であるので、注文した人が「では、コーヒーと紅茶の両方をください」と言ったとしたら、店主は何とthink でしょうか。例外はあるかもしれませんが、通常は、「それはできません、コーヒーか紅茶のどちらか一つを選んでください」と言われるでしょう。この例のように、自然言

語の「または」が「どちらか一方だけ」を意味する場合もあるのです。

「どちらか一方だけ」を意味する「または」を排他的選言 (exclusive disjunction) といいます。一方を選択すると他方は排除されるからです。記号では、 $\vee$  を使う場合があります。 $A \vee B$  の選言はつぎの通りです。

$A$	$B$	$A \vee B$
1	1	0
1	0	1
0	1	1
0	0	0

「両方でもいい」を意味する「または」を、非排他的選言 (non-exclusive disjunction) といいます。命題論理の選言  $\vee$  は常に非排他的選言であることに注意して下さい。非排他的選言としての自然言語の「または」は、例えば試験の受験資格の説明などで使われます。司法試験の受験資格は「法科大学院を卒業した者または予備試験に合格した者」ですが、両方を満たす者にも当然受験資格はあります。

#### (4) 条件法

「もし  $A$  ならば  $B$ 」(If  $A$ , then  $B$ .) という分子命題の  $A$  と  $B$  を結ぶ論理結合子を条件法 (conditional) といい、 $\rightarrow$  という記号で表します。 $A \rightarrow B$ <sup>\*4</sup> の真理値と、 $A$ 、 $B$  の真理値の関係は「 $A \rightarrow B$  は、 $A$  が偽であるか、または  $B$  が真であるとき、またそのときのみ真である」と表現できます。この「または」は非排他的選言です。条件法の真理表は以下の通りです。

$A$	$B$	$A \rightarrow B$
1	1	1
1	0	0
0	1	1
0	0	1

自然言語の「もし・・・ならば、・・・である」は多義的です。上記の条件法はその一つを表すと考えてください。自然言語において、条件法の意味での「もし・・・ならば・・・である」が使われる典型例は条件付きの約束です。たとえば親が子供に約束する場面を想定して下さい。親が「今度の日曜日に、『もし天気の良いければ、動物園へ行こう』」と言ったとします。この『 』内の約束を親が破ったといえるのはどのような場合でしょうか。「天気が良い」という命題を  $A$ 、「動物園へ行く」という命題を  $B$  とします。真理表の1行目 ( $A: 1, B: 1$ ) の場合、すなわち、天気良くて実際に動物園へ行った場合、親が自分の約束を破っていないことは明らかです。したがって、命題  $A \rightarrow B$  は真です。2行目の場合は、親が自分の約束を破ったことが明らかですので、 $A \rightarrow B$  は偽です。1行飛ばして、

<sup>\*4</sup>  $A \supset B$  という書き方もありますが、この授業では使いません。

4行目の場合、つまり天気が悪くて動物園へ行かなかった場合は、約束を破ったとは言えないので、 $A \rightarrow B$  は真です。最後に3行目、すなわち、天気が悪かったけれども（子供が泣いてどうしても行きたいと言い張るなどの理由で）動物園へ行った場合、親は約束を破ったといえるのでしょうか？あの約束は天気が良かった場合のことだけを想定していて、悪かった場合のことは何も決めていない、と考えるならば、約束を破ったとはいえず、 $A \rightarrow B$  は真だといっても問題はないでしょう。このように、「もしAならばB」という命題は、Aが偽の場合のことには言及していないと解するのが自然ならば、Aが真、Bが偽の場合だけ偽となり、それ以外の3つの場合は真となります。これが論理学における条件法です。

他方、会話の前後の文脈を考慮すると、「天気が良い場合にだけ動物園へ行こう」つまり、雨の場合は行かないことをこの約束が含意していることが明らかな場合もあるでしょう。このような約束を論理式で表すならば  $(A \rightarrow B) \wedge (B \rightarrow A)$  となります。

A	B	$A \rightarrow B$	$B \rightarrow A$	$(A \rightarrow B) \wedge (B \rightarrow A)$
1	1	1	1	1
1	0	0	1	0
0	1	1	0	0
0	0	1	1	1

この  $(A \rightarrow B) \wedge (B \rightarrow A)$  という論理式を  $A \leftrightarrow B$ （または  $A \equiv B$ ）と書く場合があります。 $\leftrightarrow$ （または  $\equiv$ ）を「双条件法」（biconditional）と呼びます。 $A \leftrightarrow B$  と  $A, B$  の真理値の関係は、「 $A \leftrightarrow B$  は、 $A$  と  $B$  が同じ真理値をもつとき、またそのときにのみ真である」と表現できます。ただし、この双条件法の結合詞を用いなくても、同じ意味を条件法と連言の組み合わせで表現できることに留意してください。

以上で命題論理の語彙をすべて説明しました。命題論理の語彙は、原子命題を表す大文字のアルファベット、4つの論理結合子  $\neg, \wedge, \vee, \rightarrow$ 、およびカッコ  $( )$  だけです。なお、排他的選言を表す記号  $\veebar$  と双条件法を表す記号  $\leftrightarrow$ （または  $\equiv$ ）は、この授業では命題論理の語彙に含めません。含めてもいいのですが、これらの記号を含む論理式は、これらを含まない論理式に書き換え可能ですので、含めなくても支障はありません。

### 3 論理式の形成規則

つぎに命題論理の文法に相当する形成規則を説明します。この形成規則に従っているものだけが論理式 (wff) であり、それ以外のものは記号の羅列ではあっても論理式ではありません。命題論理の形成規則は以下の4つだけです。

1. 原子式  $(A, B, C, \dots)$  は論理式である。
2.  $P$  を論理式とすると、 $\neg P$  は論理式である。
3.  $P, Q$  を論理式とすると、 $(P \wedge Q), (P \vee Q), (P \rightarrow Q)$  はおのこの論理式である。
4. 上記の1, 2, 3によって論理式とされるもののみが論理式である。

命題論理の形成規則は以上の4つだけですが、さらにこの授業では、今後の手間を減らすために、論理式の一番外側のカッコ ( ) は省略することになります。このカッコを省略しても誤解は生じないからです。たとえば、上記の形成規則に従えば「A かつ B ならば、C」の論理式は  $((A \wedge B) \rightarrow C)$  となりますが、この授業では一番外側のカッコを省略して  $(A \wedge B) \rightarrow C$  と表記します。

#### 4 恒真式、矛盾式、事実式

論理式は、どのような場合に真になるかによって、恒真式、矛盾式、事実式の3種類に分けられます (戸田山 (2000) 43 頁)。

恒真式 (トートロジー、tautology) は、その式に含まれる原子式の真理値の組み合わせに関わりなく常に真となる式です。たとえば  $A \rightarrow A$  という論理式は恒真式です。このことは、真理表を書いてみることで確認できます。

A	$A \rightarrow A$
1	1
0	1

恒真式で表される内容を「形式的真理」または「論理的真理」ということがあります。たとえば、「今日は雨ならば、今日は雨だ」( $A \rightarrow A$ ) という文の内容は形式的真理です。「今日は雨である」( $A$ ) という文が真でも (実際に雨が降っていても) 偽でも (雨が降っていなくても)、つまり事実に関わりなく、「今日は雨ならば、今日は雨だ」という文は真だからです。したがって、恒真式は「いかなる事実にも依存せずに真になる式である」ともいえます。

矛盾式 (inconsistent formula、恒偽式ともいう) は、その式に含まれる原子式の真理値の組み合わせにかかわらず常に偽となる式です。たとえば  $A \wedge \neg A$  という論理式は矛盾式です。真理表は以下の通りです。

A	$\neg A$	$A \wedge \neg A$
1	0	0
0	1	0

恒真式と矛盾式以外の論理式は事実式 (contingency) といいます\*5。事実式は、真と

\*5 contingency は「偶然性」を意味しますので、英語とその日本語訳は一致していませんが、この「事実式」という訳が定着しているようです。contingency (偶然性) という名称は、恒真式は必然的に真になる式、矛盾式は真になることが不可能な式であり、これに対して、contingency と呼ばれる式は必然的に真ではなく、かつ、真になることも不可能ではなく、また、必然的でもなく不可能でもないものを contingency (偶然性) と呼ぶことに依ると思われまます。他方、「事実式」という名称については、恒真式と矛盾式が、それらを構成する原子式 (たとえば A) がどのような内容を有しても真理値が変わらない (恒真式は真、矛盾式は偽)、つまり事実とは無関係に真理値が決まる命題であるのに対して、事実式は、それを構成する原子式の内容により真理値が変わる、したがってその真理値が事実により左右される命題であることに依るものと思われまます。

偽の両方の値をとりうる式です。たとえば  $\neg A$  は、 $A$  が真の場合に偽、 $A$  が偽の場合に真の値をとるので、事実式です。

### 練習問題 1

つぎの論理式の真理表を書け。また、それぞれは恒真式、矛盾式、事実式のいずれであるか？

1.  $A \vee \neg A$
2.  $\neg(A \wedge \neg B)$
3.  $\neg A \vee B$
4.  $(A \wedge B) \rightarrow B$
5.  $\neg A \rightarrow (A \rightarrow B)$
6.  $((A \rightarrow B) \rightarrow A) \rightarrow A$
7.  $(A \rightarrow B) \rightarrow (A \rightarrow (B \vee C))$

## 5 妥当な推論

### (1) 定義

以上で命題論理の語彙と文法を学びました。これらを知っていれば、論理式 (wff) を正しく形成することができます。つぎは論理式同士の関係について学びます。

一般に、与えられた前提（この前提は一つでも複数でもよい）から結論を導くことを推論 (inference、または論証 (argument)) といいます。推論は「(前提) ゆえに (結論)」という形をしています。この推論の一種である「論理的に正しい推論」について説明します。

論理的に正しい推論は「妥当な推論」とも呼ばれます (valid inference)。妥当な推論にはつぎの2種類の定義があり、どちらも重要です。

- 定義1：前提がすべて真であるようなあらゆる場合に結論も真となる推論
- 定義2：前提がすべて真なのに結論が偽になるような場合（反例 counterexample）のない推論

要するに、前提のすべてが真であれば、結論も真であることが自動的に分かるような推論を「論理的に正しい推論」または「妥当な推論」と呼ぶのです。

なお、上記の定義に含まれる場合 (case) とは、前提や結論を構成する原子式の真理値の組み合わせのことです。原子式が1種類だけ（たとえば  $A$  だけ）であれば、原子式がとりうる値は真・偽の2通りですので、場合は2通りです。原子式が2種類の場合（たとえば  $A$  と  $B$ ）は、それぞれが真・偽の値をとりえますので、真理値の組み合わせは  $2^2$  の4通りです。原子式が  $n$  種類の場合の真理値の組み合わせは  $2^n$  通りです。

ある推論「(前提) ゆえに (結論)」が論理的に正しい推論である場合、この推論に含ま



れる「ゆえに（故に）」を以下では $\vdash$ という記号で表します。この「ゆえに」( $\vdash$ )は、命題論理の論理結合詞である「ならば」( $\rightarrow$ )とは違うことに十分注意してください。「ならば」は、論理 (Logic) という言語の語彙の一種であり、命題の中にあります。これに対して「ゆえに」は前提を構成する命題（または諸命題）と結論の命題の関係を表すものですので、命題の外にあります。したがって論理 (Logic) の語彙ではありません。命題の中にあるものではなく、命題の外から命題について説明をするために必要となる、論理 (Logic) とは別の表現なのです。

## (2) 妥当な推論の例

以下では妥当な推論の典型例を紹介します。

■1 肯定式 (modus ponens) 「 $A$  ならば  $B$ 」、 $A$  ゆえに  $B$ 」は妥当な推論です ( $A \rightarrow B, A \vdash B$ )。この推論が妥当であることは、真理表と上記の妥当な推論の定義に基づき説明することができます。

		前提 1	前提 2	結論
$A$	$B$	$A \rightarrow B$	$A$	$B$
1	1	1	1	1
1	0	0	1	0
0	1	1	0	1
0	0	1	0	0

定義 1 に基づくと、この推論の妥当性の説明は次のようになります。

この推論において前提がすべて真である場合は真理表の 1 行目だけである。その場合に結論も真になっている。したがってこの推論は妥当である。

これは定義 1 に基づく証明です。定義 2 に基づくと、つぎのようになります。

この推論において前提がすべて真である場合は真理表の 1 行目だけである。その場合に結論は偽になっていない、すなわちこの推論には反例がない。したがってこの推論は妥当である。

■2 否定式 (modus tollens) 「 $A$  ならば  $B$ 」、 $B$  でない ゆえに  $A$  でない」 ( $A \rightarrow B, \neg B \vdash \neg A$ ) も妥当な推論です。

		前提 1	前提 2	結論
$A$	$B$	$A \rightarrow B$	$\neg B$	$\neg A$
1	1	1	0	0
1	0	0	1	0
0	1	1	0	1
0	0	1	1	1

定義 1 に基づく推論の妥当性の説明は以下の通りです。

この推論において前提がすべて真である場合は真理表の 4 行目だけである。その場合に結論も真になっている。したがってこの推論は妥当である。

定義 2 に基づくと、つぎのようになります。

この推論において前提がすべて真である場合は真理表の 4 行目だけである。その場合に結論は偽になっていない、すなわちこの推論には反例がない。したがってこの推論は妥当である。

## 練習問題 2

つぎの推論は論理的に正しいか？

1.  $A \vee B, \neg A \models B$
2.  $A \rightarrow B \models (A \wedge C) \rightarrow B$
3.  $A \rightarrow B, B \models A$
4.  $(A \wedge B) \models A$
5.  $\neg A \models A \rightarrow B$
6.  $A, \neg A \models B$

## 6 論理的同値

論理式  $P$  と  $Q$  がどのような場合にも同じ真理値をとることを、 $P$  と  $Q$  は論理的同値 (logically equivalent) であるといいます。ここでの「場合」も、論理式を構成する原子式の真理値の組み合わせのことです。たとえば、上記の練習問題にあった  $\neg(A \wedge \neg B)$  と  $\neg A \vee B$  は、どちらの論理式も、 $A$  が真で  $B$  が偽の場合に偽、他の 3 つの場合には真となりますので、論理的同値です。これらの論理式と  $A \rightarrow B$  も論理的同値です。

$P$  と  $Q$  が論理的同値であることを  $P \models Q$  と書きます。記号からも明らかなように、 $P \models Q$  と  $Q \models P$  が同時に成り立つことを意味しています。また、論理的同値を表すこの記号  $\models$  は、 $\models$  と同様に、命題論理の語彙ではなく、命題について説明するために必要となる、論理 (Logic) とは別の言語の記号であることに留意して下さい。

## 練習問題 3

つぎのそれぞれ二つの論理式は論理的同値か。

1.  $A \wedge A$  と  $A$
2.  $A \rightarrow B$  と  $\neg B \rightarrow \neg A$

## 7 矛盾、整合性

つぎに、集合について考えます。集合 (set) とは「もの」の集まりのことで、この「もの」を要素 (element) といいます。要素は数、人、命題、論理式など、なんでもよいのですが、以下では論理式を念頭に置いて話を進めます。たとえば、論理式  $A$  と  $B$  が属している集合  $\Gamma$  (ギリシャ文字のガンマ) を、 $\Gamma = \{A, B\}$  と表記します。

論理式の集合は、矛盾している集合と矛盾していない集合に分けることができます。「論理式の集合  $\Gamma$  が矛盾している (非整合的である、inconsistent)」とは、「 $\Gamma$  に属するすべての論理式を同時に真にするような場合 (原子式の真理値の組み合わせ) が存在しない」ということです。集合が矛盾しているかどうかは、真理表を書けば分かります。たとえば集合  $\{A, B, \neg A\}$  という集合は矛盾しています。なぜなら、下記の真理表で明らかのように、3つの要素が同時に真になる場合 (表の行) がないからです。

$A$	$B$	$\neg A$
1	1	0
1	0	0
0	1	1
0	0	1

なお、常に偽になる式を矛盾式 (inconsistent formula) といいましたが (15 頁)、これは、一つの論理式だけを要素とする集合が矛盾していることの簡略表現です。「矛盾」(非整合的、inconsistent) は、厳密には集合の一性質を意味します。

矛盾した集合を前提とする推論は、その結論がどのようなものであっても妥当します (戸田山 (2000) 65 頁)。妥当な推論の定義 2 を思い出してください (16 頁)。この定義によれば、妥当な推論とは反例のない推論のことであり、反例とは「前提がすべて真で結論が偽の場合」のことでした。矛盾した集合においては、その要素が同時に真になる場合はありません。したがって矛盾した集合を前提とする推論においては、前提がすべて真になる場合がなく、したがって前提が全て真で結論が偽になる場合、すなわち反例がないので、妥当します。矛盾した集合のこの性質は古来より知られており、ラテン語で 'Ex falso quodlibet.' (直訳は「偽からは何でも出てくる」ですが、この授業の用語では「矛盾集合からは何でも出てくる」の意) という名称がついています。

矛盾集合のこの性質は法学にとって非常に重要です。ある国の法体系に  $A$  という規範

(命題であると想定します)と  $\neg A$  という二つの規範が属しているとします。この二つの規範は同時に真になることがありませんので、この二つの規範を含む法体系は矛盾しています。この矛盾した法体系からは、あらゆる無限の規範が論理的に推論されます。すなわち、あらゆる行為がそれぞれ同時に法的に許され、命令され、禁止されていることとなります。このような法体系は、我々の行動を規律する役割を果たしません。法学の一つの顕著な特徴は矛盾を嫌がるという点にあります。その理由は 'Ex falso quodlibet.' にあるのです。

矛盾していない集合を整合的な集合といいます。「論理式の集合  $\Gamma$  が整合的である (consistent、矛盾していない)」とは、「 $\Gamma$  に属するすべての論理式を同時に真にするような場合 (原子式の真理値の組み合わせ) が存在する」ということです。そのような場合が一つでもあれば、当該集合は整合的 (無矛盾) です。

#### 練習問題 4

つぎの論理式の集合は矛盾しているか、それとも整合的か。

1.  $\{\neg A\}$
2.  $\{A \rightarrow A\}$
3.  $\{A, \neg A\}$
4.  $\{A, B\}$
5.  $\{A, A \rightarrow B, \neg B \vee C, C \rightarrow \neg A\}$

## 第2節 述語論理入門

たとえば、「甲<sup>\*6</sup>は他人の権利を侵害した。」という命題と「他人の権利を侵害した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。」という命題から、「甲は (他人の権利を侵害したことによって生じた) 損害を賠償しなければならない。」という命題を論理的に導くことはできそうです。実際にこの推論は論理的に正しいのですが (後述 23 頁)、この推論を命題論理で表現しようとする、この推論に含まれる命題はすべて原子命題であるため、「A, B ゆえに C」としか表現できず、したがってこの推論が妥当であることを説明できません。この推論の妥当性を説明するためには、原子命題の中身を表現できる語彙が必要です。そのような語彙を含む論理が述語論理 (predicate logic) です。

### 1 語彙

命題は主語 (subject) と述語 (predicate) で構成されます。たとえば「甲は他人の権利を侵害した」という命題の主語は「甲は」、述語は「他人の権利を侵害した」です。後者の述語は、主語が有する性質を表しています。

<sup>\*6</sup> ここで「甲」は、実在する人の名前であるとします。

述語論理においては、命題の主語となれるのは、「甲は」のような、この世に一つしか存在しない対象を指す「個体指示表現」だけであるとします。この個体指示表現を表す記号を個体定項 (individual constant) と呼び、小文字のアルファベットで表します。また述語は、大文字のアルファベットで表します。たとえば「甲は」という主語を  $a$ 、「他人の権利を侵害した」という述語を  $P$  とすれば、「甲は他人の権利を侵害した」は  $Pa$  と表記されます。

上記のように、主語を個体指示表現に限定すると、複数の個体を指し示す主語をもつ命題を論理式で表現するためには、ある工夫が必要となります。たとえば、「他人の権利を侵害した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という命題をどのように記号化するかを考えます。そのためにまず、不特定の個体を指し示す個体変項 (individual variable) を導入し、小文字の  $x, y, z$  で表します。また、「他人の権利を侵害した」という述語を既述のように  $P$  と表し、「それによって生じた損害を賠償しなければならない」という述語を  $Q$  と表します。そして「他人の権利を侵害した者は」という主語を、「およそどんな  $x$  をとってきて、 $x$  が  $P$  であるならば・・・」と言い換え、この命題を「およそどんな  $x$  をとってきて、もし  $x$  が  $P$  であるならば、 $x$  は  $Q$  である」と表します。さらに条件法の論理結合子も使えば、「およそどんな  $x$  をとってきて  $(Px \rightarrow Qx)$ 」と表現できます。さらに、「およそどんな  $x$  をとってきて」(すべての  $x$  について、for all  $x$ ) を  $\forall x$  という記号を用いて、最終的に  $\forall x(Px \rightarrow Qx)$  とします。この  $\forall$  は All の  $A$  を上下逆にしたもので、全称量化子 (universal quantifier) と呼びます。

最後に、「・・・であるようなものが少なくとも一つ存在する」を意味する存在量化子 (existential quantifier)  $\exists x$  を導入します。たとえば、「人間である」という述語を  $H$  とすると、(話題になっている範囲で、たとえば教室で、)「少なくとも一人の人間が存在する」という命題を  $\exists xHx$  と表します。 $\exists$  は Exist の  $E$  を上下逆にしたものです。

以上で、述語論理の語彙はすべて説明しました。まとめると、述語論理の語彙は以下の通りです。

1. 項 (term)
  - (a) 個体定項  $a, b, c, \dots$
  - (b) 個体変項  $x, y, z$
2. 述語記号  $P, Q, R, \dots$
3. 論理定項
  - (a) 結合子  $\neg, \wedge, \vee, \rightarrow$
  - (b) 量化子  $\forall, \exists$

## 2 論理式の形成規則

述語論理の文法、すなわち論理式の形成規則は以下の通りです。

1. 1つの述語記号の後ろに1つの項（個体定項または個体変項）をおいたものは論理式である。（これを原子式と呼ぶ。）
2.  $P$  を論理式とすると、 $\neg P$  は論理式である。
3.  $P, Q$  を論理式とすると、 $(P \wedge Q), (P \vee Q), (P \rightarrow Q)$  は論理式である。
4.  $P$  を論理式、 $x$  を個体変項とすると、 $\forall xP, \exists xP$  は論理式である。
5. (1)(2)(3)(4) によって論理式とされるもののみが論理式である。

述語論理の論理式の形成規則は以上の5つだけとします。さらにこの授業では、命題論理の場合と同様に、論理式の一番外側のカッコ（ ）は省略することにします。

### 練習問題 5

1. 次の英文を論理式に翻訳せよ。ただし全称量化子を使うこと。  
( $Sx$ :  $x$  likes Sushi.  $Jx$ :  $x$  is Japanese.)
  - (a) Everyone likes Sushi.
  - (b) It is not the case that everyone likes Sushi.
  - (c) Nobody likes Sushi.
  - (d) It is not the case that nobody likes Sushi.
  
  - (e) Every Japanese likes Sushi.
  - (f) It is not the case that every Japanese likes Sushi.
  - (g) No Japanese likes Sushi.
  - (h) It is not the case that no Japanese likes Sushi.

2. 次の英文を論理式に翻訳せよ。ただし存在量化子を使うこと。

- (a) It is not the case that someone doesn't like Sushi.
- (b) Someone doesn't like Sushi.
- (c) It is not the case that someone likes Sushi.
- (d) Someone likes Sushi.
  
- (e) There isn't anyone who is Japanese and doesn't like Sushi.
- (f) There is someone who is Japanese and doesn't like Sushi.
- (g) There isn't anyone who is Japanese and likes Sushi.
- (h) There is someone who is Japanese and likes Sushi.

### 3 真理値について

述語論理の論理式のうち、量化記号が含まれるものについては、気を付けなければならない点があります。たとえ「猫がいる」( $\exists xCx$  とします) という命題がどのような場合に真になるのかを考えて下さい。この世界の生き物全体を想定するなら、その中に猫はいますのでこの命題は真です。猫を飼っている人の家の中にいる生き物(猫、人間等)に限定しても真です。しかし猫を飼っていない家の中の生物に限定すれば偽です。同様に「すべては猫だ」( $\forall xCx$ ) という命題も、世界の生き物全体を想定すれば偽ですが、猫カフェ内の人間以外の生物に限定すれば真でしょう。

このように量化記号を含む命題は、その命題の主語としてどのような範囲を想定しているかによって真理値が異なります。述語論理の  $\exists xCx$  や  $\forall xCx$  という論理式についていえば、 $x$  に入りうる個体定項の範囲が変われば、 $\exists xCx$  や  $\forall xCx$  の真理値は変わってくるのです。論理学では、述語論理の論理式の命題が想定している個体定項の範囲を議論領域 (domain of discourse) と呼びます。

述語論理の論理式で構成される推論の妥当性の証明については、以下の授業内容に必須というわけではないので省略します。なお、この節の冒頭で例示した推論(「甲は他人の権利を侵害した。」と「他人の権利を侵害した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。」という命題から、「甲は損害を賠償しなければならない。」という命題を導くこと)の妥当性については、ここまでで学んだ知識で説明できます。前提の一つ目の命題を  $Pa$ 、二つ目の命題を  $\forall x(Px \rightarrow Qx)$ 、結論を  $Qa$  とします。二つ目の命題  $\forall x(Px \rightarrow Qx)$  は、どのような  $x$  についても  $Px \rightarrow Qx$  ということなので、 $Pa \rightarrow Qa$  を含みます。そして  $Pa$  を  $P$ 、 $Qa$  を  $Q$  に置き換え命題論理の論理式にすると、 $P$  と  $P \rightarrow Q$  から  $Q$  を導く推論になります。この推論が妥当であることは真理表を使って説明できます。

## 4 多項述語論理

「a は他人の権利を侵害した」という命題を  $Pa$  と表しました。 $Pa$  のように述語が項 (term) を一つだけもつような述語論理を 1 項述語論理 (monadic predicate logic, MPL) と言います。これに対して、述語が項を二つ以上持つ述語論理を多項述語論理 (polyadic predicate logic, PPL) と言います。たとえば、2 項述語論理において、「x は y の兄弟である」という 2 項述語 (two place predicate) を  $Bxy$  と表すなら、「a と b は兄弟である」という文は  $Bab$  と表せます。「x は y の権利を侵害した」を  $Pxy$  と表すなら、「a は b の権利を侵害した」は  $Pab$  です。1 項述語は主語の性質を表しますが、2 項述語は二つの項 (個体) の間の関係を表します。同様に n 個の項をもつ n 項述語は、n 個の項の間の関係を表します。

### 練習問題 6

次の命題を論理式に翻訳せよ。ただし、「x は y を助ける」を  $Hxy$  とする。

1. a は b を助ける。
2. a は皆を助ける。
3. 皆は b を助ける。
4. 皆は皆を助ける。



## 第2章

# 規範

この章では規範命題（以下では「規範」とします）について説明します。

### 第1節 規範とは何か

この授業の最初に、法理学は「法とは何か？」という問いに答を与えようとする試みであることを説明しました。その答えについての仮説がないと話を進められませんので、以下では「法とは規範命題（規範）の集合である」という仮説を立て、規範についての説明を行います。

#### 1 規範

規範命題（規範）<sup>\*1</sup>とは、規範文が表現する内容です。

規範は規範文よりも基礎的な概念です。たとえば、「残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」（憲法36条<sup>\*2</sup>より）という規範文の内容を、「残虐な刑罰は、絶対にこれをしないことを命じる。」という規範文や、「残虐な刑罰は、絶対にこれを許さない」という規範文で表すことができます。また、日本語以外の他の言語を用いて表すこともできます。文以外の手段で、たとえば絵や身振りで表すことも不可能ではないでしょう。このように、私たちは同じ一つの規範を様々な規範文で、または他の手段を用いて表現することができるので、規範は規範文よりもより基礎的な概念であるといえます。

---

<sup>\*1</sup> ハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) は、法的機関が定める「法規範 (Rechtsnorm)」と、その「法規範」が構成する諸関係の記述であるところの「法命題 (Rechtssatz)」とを区別しました (ケルゼン (2014)73～76頁)。この授業での法規範命題 (法規範) はケルゼンの「法命題」です。

<sup>\*2</sup> 憲法36条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」であるが、この英訳 "The infliction of torture by any public officer and cruel punishments are absolutely forbidden." を見る限り、「公務員による」は「残虐な刑罰」にはかかっていません。

## 2 規範文

規範文は文の一種であり、義務的な表現 (deontic expression) を含む点で他の文と区別されます。すなわち、規範文は義務的な表現を含む文であると定義できます。

義務的な表現は義務様相 (deontic modality) を表現しています。義務様相は以下で説明する様相に対する様々な解釈の一つです。

様相 (modality) は命題に対する話者の態度を表し、ヨーロッパ言語では法助動詞 (modal auxiliary verb) によって表現されます。法助動詞は文脈に応じて様々な意味で解釈されます。代表的な法助動詞 *must* と *may* を例にとり、それぞれの代表的な意味を表にまとめると以下のようになります。

	<i>must</i>	<i>may</i>
真理に関する (alethic) 意味	It is necessary that ( $\square$ )	It is possible that ( $\diamond$ )
義務に関する (deontic) 意味	It is obligatory that ( $O$ )	It is permissible that ( $P$ )

法助動詞は、上記の他に、人の知識や信念にかかわる (epistemic) 意味をもったり、時間にかかわる (temporal) 意味を持ったりする場合があります。義務様相 (deontic modality) は法助動詞の意味の一種であり、「～は義務的である」(It is obligatory that) や「～は許されている」(It is permissible that) といった表現によっても表すことができます。

## 3 義務様相

### (1) 義務様相の表現方法

義務様相を表現する言葉としては、「～が命じられている」「～が禁じられている」「～が許されている」があります。たとえば、憲法 36 条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁じる。」は、「公務員が拷問をする、及び、残虐な刑罰を科す」という文と、義務様相を表現する言葉「禁じる」に分解できます。

以下では義務様相を記号で表します。義務様相を記号で表したものを義務演算子 (deontic operator) と呼びます。

命令演算子  $O$  (It is obligatory that)  
 禁止演算子  $F$  (It is forbidden that)  
 許可演算子  $P$  (It is permitted that)

また、「～が～をする」という命題を  $V$  とし、

「 $V$ は命じられている」という文を  $OV$   
 「 $V$ は禁じられている」という文を  $FV$

「Vは許されている」という文を  $PV$

という論理式で表すことにします。

今、三つの義務演算子を紹介しましたが、実は、そのうちのどれか一つの演算子だけでも用は足りるのです。

#### 1. 命令

「税を支払うことが命じられている。」  $OV$

「税を支払わないことは禁じられている」  $F\rightarrow V$

「税を支払わないことは許されていない」  $\neg P\rightarrow V$

#### 2. 禁止

「タバコを吸うことは禁じられている」  $FV$

「タバコを吸わないことが命じられている」  $O\rightarrow V$

「タバコを吸うことは許されていない」  $\neg PV$

#### 3. 許可

「車を運転することは許されている」  $PV$

「車を運転しないことは命じられていない」  $\neg O\rightarrow V$

「車を運転することは禁じられていない」  $\neg FV$

#### 4. 不作為の許可

「助けないことが許されている」  $P\rightarrow V$

「助けることは命じられていない」  $\neg OV$

「助けないことは禁じられていない」  $\neg F\rightarrow V$

上記のそれぞれ三つの文が同じ意味であることはご理解いただけると思います。以上の文・論理式を整理すると以下ようになります。横の行に論理的に同値の論理式を並べ、縦の列に同じ義務様相を含む論理式を並べています。

	O	F	P
1	$OV$	$F\rightarrow V$	$\neg P\rightarrow V$
2	$O\rightarrow V$	$FV$	$\neg PV$
3	$\neg O\rightarrow V$	$\neg FV$	$PV$
4	$\neg OV$	$\neg F\rightarrow V$	$P\rightarrow V$

### (2) 義務様相の相互関係

それぞれの義務様相は、相互に次のような関係にあります\*<sup>3</sup>。なお、以下の説明では、禁止 ( $FV$ ) を不作為の命令 ( $O\rightarrow V$ ) で表します。

\*<sup>3</sup> 以下の「反対」「小反対」という用語は、伝統的論理学 (traditional logic) の用語です。伝統的論理学については戸田山『論理学をつくる』158-160頁を参照してください。

■1 否定 表の1行目のそれぞれの命題(論理式)を否定すると4行目の命題に、2行目の命題を否定すると3行目の命題になります\*4。このように、命令( $OV$ )と不作為の許可( $P\neg V$ )、禁止( $O\neg V$ )と作為の許可( $PV$ )は互いに「否定」の関係にあります。すなわち、いずれか一方の規範が真ならば他方は偽、いずれか一方の規範が偽ならば他方は真、という関係です。

■2 反対・小反対・含意

2.1 反対 命令( $OV$ )と禁止( $O\neg V$ )は「反対」(contrary)の関係にあります。反対の関係とは、同時に真となる場合がない(一方が真で他方が偽だったり、両方とも偽となる場合はある)という関係です。すなわち、いずれか一方が真ならば他方は偽、いずれか一方が偽ならば他方は真または偽です。

したがって、この関係にある両者の命題を「かつ」で結んだ命題( $OV \wedge O\neg V$ )は常に偽となり、その命題を否定した命題( $\neg(OV \wedge O\neg V)$ )は恒真命題です。

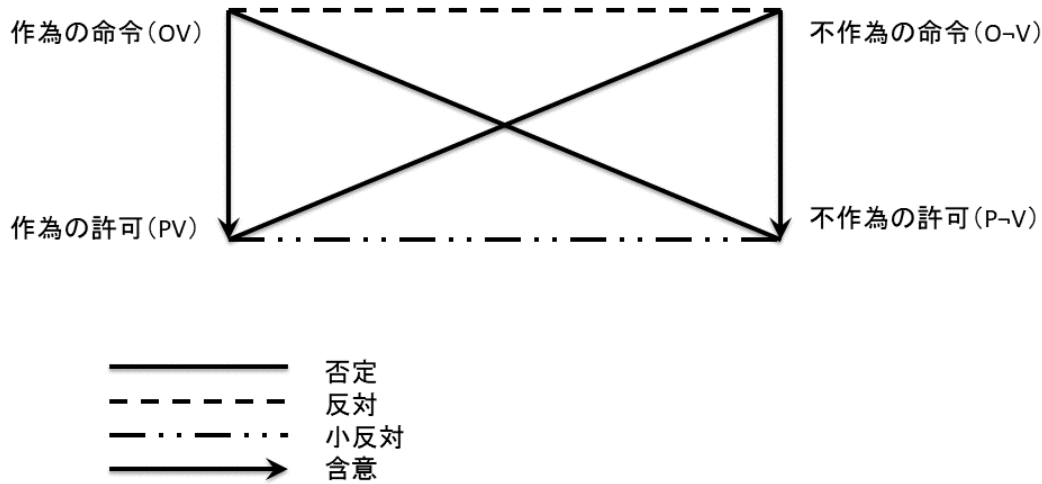
2.2 小反対 作為の許可( $PV$ )と不作為の許可( $P\neg V$ )は「小反対」(subcontrary)の関係にあります。小反対の関係とは、同時に偽となる場合がない(一方が真で他方が偽だったり、両方とも真となる場合はある)という関係です。すなわち、いずれか一方が真ならば他方は真または偽、いずれか一方が偽ならば他方は真です。

したがって、この関係にある両者の命題を「または」で結んだ命題( $PV \vee P\neg V$ )は恒真命題です。

2.3 含意 命令( $OV$ )と作為の許可( $PV$ )、禁止( $O\neg V$ )と不作為の許可( $P\neg V$ )は、前者が後者を「含意」します(imply)。すなわち、前者から後者を論理的に推論できます( $OV \models PV$ ,  $O\neg V \models P\neg V$ )。言い換えると、前者が真ならば後者は真、前者が偽ならば後者は真または偽、後者が真ならば前者は真または偽、後者が偽ならば前者も偽です。したがって、 $OV \rightarrow PV$ と $O\neg V \rightarrow P\neg V$ は恒真命題です。

以上の関係を図示したものを「義務様相の四角形」(deontic square)と呼びます。

\*4 二重否定( $\neg\neg$ )は互いに打ち消しあって消滅すると考えてください。



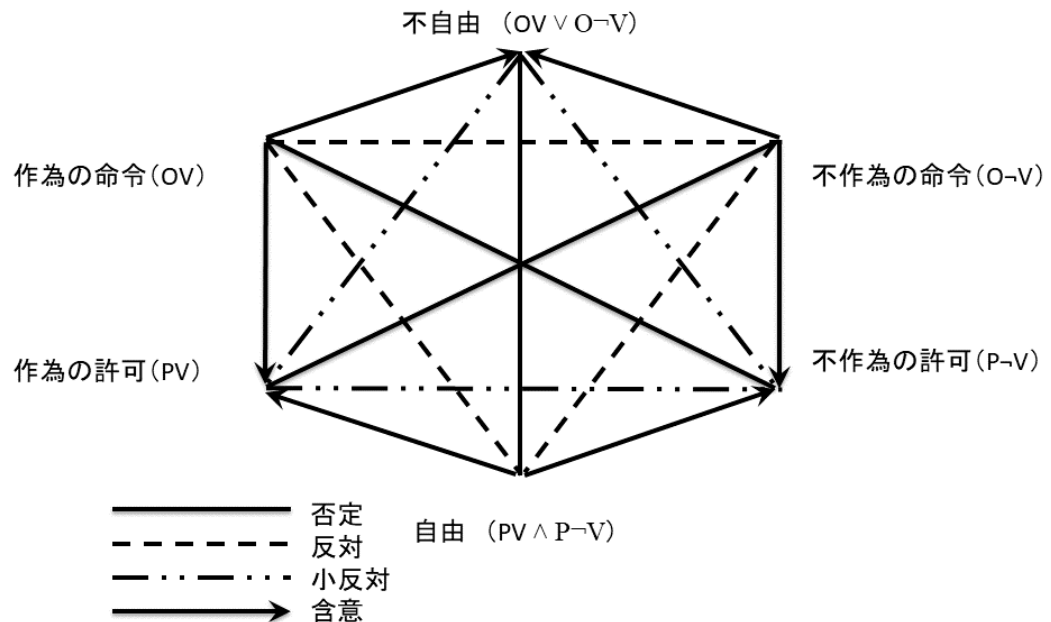
■練習問題 1 上記の4つの論理式 ( $\neg(OV \wedge O-V)$ ,  $PV \vee P-V$ ,  $OV \rightarrow PV$ ,  $O-V \rightarrow P-V$ ) の義務様相をすべて P でそろえたうえで、4つの論理式をすべて同じ論理式に変形できることを示しなさい。

(3) 自由と不自由

自由とは、作為が許されており、かつ、不作為も許されていることです。たとえば学問の自由(憲法 23 条)は、学ぶことが許されており、かつ、学ばないことも許されていることです。一般に、「誰かがある特定の行為をする」という命題を V とすれば、V についての自由は、 $PV \wedge P-V$  という論理式で表現できます。

不自由とは、作為が命じられている、又は不作為が命じられていることです。V についての不自由は、 $\neg(PV \wedge P-V)$ 、すなわち  $O-V \vee OV$  で表現できます。なお、この「又は」( $\vee$ ) は非排他的選言です。ただし、 $OV$  と  $O-V$  は互いに反対の関係にあり、両者が同時に真になることはありません。したがって、文章中の「又は」を排他的選言の意味に解しても結局は同じことになります。たとえば、ある特定の宗教を信じることを強制し、同時にその宗教を信じることを禁止することはできません。いずれかが事実なら、その国においては、その特定の宗教を信じることについて不自由です。

義務様相の四角形に自由 ( $PG \wedge P-G$ )・不自由 ( $O-G \vee OG$ ) という規範を加えると、義務様相の六角形 (deontic hexagon) を描くことができます。



付け加わった関係はつぎの通りです。自由と不自由の間には否定の関係があります。自由と作為の命令、自由と不作為の命令の間には反対の関係があります。不自由と作為の許可、不自由と不作為の許可の間には小反対の関係があります。自由は作為の許可と不作為の許可を含意します。作為の命令と不作為の命令は不自由を含意します。

#### ■練習問題 2

1. 義務様相の六角形を描きなさい。その際、義務様相は  $O$  だけを使うこと。
2.  $OV$  が真の場合、 $O\neg V, PV, P\neg V, PV \wedge P\neg V, OV \vee O\neg V$  の真理値は？
3.  $OV$  が偽の場合、 $O\neg V, PV, P\neg V, PV \wedge P\neg V, OV \vee O\neg V$  の真理値は？。

#### 4 規範の真理値

この節では規範（規範命題）の真理値について説明します。その説明を通じて、規範を成り立たせている前提について理解することがこの節の目的です。

たとえば、「雨が降っている」という命題は、現実の世界で実際に雨が降っていれば真、そうでなければ偽です。この例のように、現実の世界を表現する命題は、その内容が現実世界と対応していれば真、そうでなければ偽という値をもちます。これに対して、たとえば「人を殺してはいけない」という規範に対応する現実はありません。現実の世界における殺人の有無は、この規範の真理値にとって無関係です。規範は、現実世界を表現してい

るわけではないので、現実世界を表現する命題と同様の方法では真理値を決められないのです。

命題と世界との対応の有無によって真偽を定めるという方法を維持し、それを拡張した理論が可能世界意味論です。「可能世界」というアイデアはドイツのライプニッツ (Gottfried Wilhelm Leibniz, 1646-1716) の著作に遡れるようですが、現代の論理学に最も影響を与えたのはアメリカのクリプキ (Saul Kripke, 1940-) の理論です。以下ではクリプキが基礎づけた可能世界意味論の初歩的部分を説明します\*5。

### (1) 可能世界

この世界のことを考えてください。たとえば、あなたは大学の教室で法理学の授業に出席しています。教員が板書をしています。窓の外は晴れています。大学の食堂では授業のない学生が雑談をしています……。このような出来事を含む無限の出来事の集まりがこの世界を構成しています。さて、この世界のほかに、少し違った世界を想像できます。たとえば、あなたが自宅から Web でこの授業に参加している世界、窓の外が曇っている世界、食堂内に誰もいない世界等です。この世界と1つの出来事だけが違っている世界から、すべての出来事が違っている世界まで、私たちは無限の数の世界を想像することができます。現実世界と、それとは異なった想像上の世界を、それぞれ「可能世界」(possible world) と呼びます。現実世界も可能世界の一種です。

■1 可能世界の整合性 それぞれの可能世界は「可能な」世界です。つまり、不可能な世界ではありません。言い換えれば、可能世界は整合的(無矛盾)です。可能世界のすべての出来事をそれぞれ命題  $P_1, P_2, P_3 \dots P_n$  で表すならば、この命題集合  $\{ P_1, P_2, P_3 \dots P_n \}$  は整合的です。すなわち、すべての命題を同時に真にするような場合があるということです。たとえば、ある集合が、任意の命題  $X$  に関して、 $X$  と  $\neg X$  を含んでいると、両者を同時に真にする場合はありませんので、そのような集合で表現される世界はあり得ません。ここで「あり得ない」というのは、現実に存在しえないだけでなく、想像することすらできないということです\*6。雨が降っていて、同時に雨が降っていないような世界は想定しないということです。

■2 可能世界の完全性 それぞれの可能世界は可能な「世界」です。世界は不完全ではない、つまり完全であると想定します。世界が完全であるというのは、出来事を表現する任意の命題  $X$  がその世界では真か偽のいずれかの値をとる、ということです\*7。いいかえれば、それぞれの可能世界においては、いかなる事柄に関してもその有り様(その出来後が生じているか、生じていないか)が決まっている、ということです。あなたは教室に

\*5 以下、主に三浦(2017)第1-2章と戸田山(2000)304-318頁によります。

\*6 任意の命題  $X$  について  $\neg(X \wedge \neg X)$  が真であることを矛盾律 (law of contradiction) といいます。可能世界では矛盾律が成り立ちます。

\*7 任意の命題  $X$  について、 $X \vee \neg X$  が真であることを排中律 (law of the excluded middle) といいます。可能世界では排中律が成り立ちます。

いるかないかのいずれかです。教員は板書をしているかしていないかのいずれかです。窓の外は晴れているか晴れていないかのいずれかです……。一つの可能世界は全体の部分なのではありません。それぞれの可能世界が一つの全宇宙である、と考えてください。

■3 到達可能性と様相命題の真理値 さらに、各可能世界間の関係を表現するために、到達可能性 (accessibility) という概念を導入します\*8。ある可能世界  $w_1$  から他の可能世界  $w_2$  へ到達できることを  $w_1$  から  $w_2$  へ到達可能、できない場合を到達不可能といいます。 $w_1$  の出来事を少しだけ変えることによって  $w_2$  に移れることを到達可能、あまりに違いすぎるので移れないことを到達不可能と呼ぶ、というように理解してもよいです。

それぞれの各世界における様相命題の真理値は、その世界から到達可能な世界における命題の真理値に依存します。「世界  $w_1$  から  $w_2$  に到達可能である」ということを  $w_1 \rightarrow w_2$  または  $w_1 R w_2$  と表示します。

各可能世界における様相命題の真偽は、つぎのように定義できます。(colon (:))「はその左右が同じであることを意味します。)

- 可能世界  $w_1$  において  $\Box A$  (「 $A$  は必然的である。’) が真 :  $w_1$  から到達可能なすべての可能世界において  $A$  が真。
- 可能世界  $w_1$  において  $\Diamond A$  (「 $A$  は可能である。’) が真 :  $w_1$  から到達可能な可能世界のうちどれかにおいて  $A$  が真。

さらに、ある世界  $a$  において命題  $A$  が真であることと、世界  $a$  が  $A$  という性質を有している、すなわち  $Aa$  が真であることは同じであるとします。たとえばこの世界を  $a$ 、「雨が降っている」という命題を  $A$  としてください。「この世界において『雨が降っている』が真である」ということと、「『この世界は雨が降っている』が真である」ということは結局同じことだと考えます。そうすると、様相命題を述語論理の論理式でつぎのように書き換えられます。

- 可能世界  $w_1$  において  $\Box A$  が真 :  $\forall wAw$  が真 (ただし、 $w$  は  $w_1$  から到達可能な世界)
- 可能世界  $w_1$  において  $\Diamond A$  が真 :  $\exists wAw$  が真 (ただし、 $w$  は  $w_1$  から到達可能な世界)

$\Box$  と  $\Diamond$  という二つの様相演算子 (modal operator) は、それぞれ他方の様相演算子と否定の論理結合子を使って書き換え可能です。このことは、述語論理の論理式を使って説明できます。 $\forall wAw$  は  $\neg\exists w\neg Aw$  と論理的に同値です\*9。つまり「 $w_1$  から到達可能なすべての世界において  $A$  が真である」ということと、「 $w_1$  から到達可能な世界の中に  $\neg A$

\*8 様相論理という言語にはさまざまな種類(比喩的にいえば方言、厳密にいえば公理系 (axiomatic system)、以下では「システム」とします)があるのですが、様相論理のシステムの違いは、採用する到達可能性の種類の違いで説明できます。この項目(「4 (1) 可能世界」)では、すべての様相論理の基本である K システムについて説明しています。

\*9  $\forall wAw \models \neg\exists w\neg Aw$



が真になる世界は存在しない」ということは同じです。したがって、 $\Box A$  は  $\neg\Diamond\neg A$  と論理的に同値です\*10。「 $A$  は必然的である」ということと「 $\neg A$  は不可能である」ということは同じなのです。たとえば「必ず雨が降る」ということと、「雨が降らないということはありません」ということは同じです。

また、 $\forall w\neg Aw$  は  $\neg\exists wAw$  と論理的に同値です\*11。「 $w_1$  から到達可能なすべての世界において  $\neg A$  が真である」ということと、「 $w_1$  から到達可能な世界の中に  $A$  が真になる世界は存在しない」ということは同じです。したがって、 $\Box\neg A$  は  $\neg\Diamond A$  と論理的に同値です\*12。「 $\neg A$  は必然的である」ということと「 $A$  は不可能である」ということは同じなのです。たとえば、「必ず雨が降らない」ということと「雨が降ることはありません」ということは同じです。

以上のことから、 $\forall wAw$  と  $\exists w\neg Aw$  ( $\Box A$  と  $\Diamond\neg A$ )、 $\forall w\neg Aw$  と  $\exists wAw$  ( $\Box\neg A$  と  $\Diamond A$ ) は一方を否定すれば他方になる関係、すなわち「否定」の関係にあることもお分かりいただけると思います。

### ■練習問題 3

- 世界  $w_1$  における次の二つの命題はどのような関係にあるか。また、それぞれの様相命題を様相を用いずに言い換えなさい。
  - $\Box A$
  - $\Diamond\neg A$
- $\Box A$  と  $\neg\Diamond\neg A$ 、 $\Box\neg A$  と  $\neg\Diamond A$  が、それぞれ互いに論理的に同値であることを、可能世界という語を使って説明しなさい。

### (2) 理想世界

つぎに可能世界の一種である理想世界について考えます。理想世界とは、すべての人が現実世界で定められた規範（規範命題）に従っている可能世界のことです。規範に従わない人はいない、善人の世界です。

先ほども述べたように、ある理想世界  $w$  において命題  $V$  が真であることを、その世界において  $Vw$  が真である、と表現することにします。そうすると、ある規範が真であることを次のように言い換えることができる。

- 現実世界において「 $V$  は命じられている」( $OV$ ) が真：現実世界にとってのすべての理想世界で  $V$  が真 ( $\forall wVw$  が真、ただし、 $w$  は現実世界にとっての理想世界)
- 現実世界において「 $V$  は許されている」( $PV$ ) が真：現実世界にとっての理想世界のうちの少なくとも1つにおいて  $V$  が真 ( $\exists wVw$  が真、ただし、 $w$  は現実世界にとっての理想世界)

\*10  $\Box A \models \neg\Diamond\neg A$

\*11  $\forall w\neg Aw \models \neg\exists wAw$

\*12  $\Box\neg A \models \neg\Diamond A$

このように、義務様相を含む命題（たとえば  $OV$ ）は、義務様相を含まない命題（ $\forall wVw$ ）を使って言い換えることができます。様相を含まない命題（ $V$ ）が、その内容が現実世界と対応していれば真、対応していなければ偽という値を持つように、規範は、現実世界にとっての理想世界と対応していれば真、対応していなければ偽という値をもちます。現実世界における  $OV$  という規範は、すべての理想世界で  $V$  が真ならば真であり、そうでなければ（すなわち、少なくとも一つの理想世界で  $V$  が偽ならば）偽です。現実世界における  $PV$  という規範は、少なくとも一つの理想世界で  $V$  が真ならば真であり、そうでなければ（ $V$  が真であるような理想世界が存在しないならば）偽です。

■1 否定  $OV$ （命令）と  $P\neg V$ （不作為の許可）や、 $O\neg V$ （禁止：不作為の命令）と  $PV$ （作為の許可）の間には否定の関係があります。これは、 $\forall wVw$  と  $\exists w\neg Vw$  や、 $\forall w\neg Vw$  と  $\exists wVw$  の間に否定の関係があることと同じです。

■2 理想世界の存在仮定と反対・小反対・含意 それぞれの世界から到達可能な理想世界が少なくとも一つは存在することを前提とすれば、既述の反対・小反対・含意の関係も成り立ちます\*13。

仮に理想世界が存在しないとすると（悲観主義者を想定してください）、 $OV$ 「すべての理想世界で  $V$ 」（ $\forall xVx$ ）という命題と、 $O\neg V$ 「すべての理想世界で  $\neg V$ 」（ $\forall x\neg Vx$ ）はともに真であり\*14、また、 $PV$  と  $P\neg V$  はともに偽です。したがって、 $OV$  と  $O\neg V$  の間に反対の関係は成立せず、 $PV$  と  $P\neg V$  の間に小反対の関係は成立しません。また、 $OV$  と  $PV$  や、 $O\neg V$  と  $P\neg V$  の間に、前者が後者を含意するという関係も成立しません。これらは私たちの直観に反します。ということは、私たちが規範を定めたり、それに従ったりしようとするときには、この世界よりも理想的な世界が存在することを暗黙裡に前提しているのです。

■3 楽観的な批判主義者 もう一つの前提があります。殺人が禁止されていても殺人事件は起こりうるし、納税が義務づけられていても脱税する者はいます。殺人事件が起こったからといって、殺人事件が許されているわけではないし、脱税する者がいるからといって、税を納めないことが許されているわけでもありません。このように私たちは、ある規範の存在を知っても、そこから現実に関する情報を得られないし、事実を知っても、そこから規範に関する情報を得られません。

さきほど、それぞれの世界から到達可能な理想世界が少なくとも1つは存在することを前提しました（悲観主義者の排除）。さらに、それぞれの世界も自身から到達可能な理想世界であると仮定すると（現状に満足している人、つまり現実世界に無批判な人を想定してください）、殺人が禁止されている世界に殺人事件はなく、納税が義務づけられている

\*13 ただし、理想世界が一つだけしか存在しないならば、 $PV$  と  $P\neg V$  が共に真となる場合（ $OV$  と  $FV$  が共に偽となる場合）はありません。

\*14 少し奇妙に思われる場合は、両者を存在量化記号を用いて書き換えてみてください。 $OV$  は  $\neg\exists w\neg Vw$ （ $V$  でないような理想世界は存在しない）、 $O\neg V$  は  $\neg\exists wVw$ （ $V$  であるような理想世界は存在しない）であり、理想世界が存在しない時、両方の命題がともに真であることは明らかです。

世界で脱税する者はいないこととなります。殺人事件がある世界では殺人が許されており、脱税者がいる世界では納税しないことが許されていることとなります。これは私たちの直観に反します。

したがって、私たちがこの現実世界で規範を定める際には、そこから到達可能な理想世界の存在だけではなく、その理想世界は現実世界でないことをも前提しているのです<sup>\*15</sup>。比喩的に言えば、規範を定める者は悲観主義者ではなく、すなわち楽観主義者であり、かつ、自分の属する世界より良い世界を想像することができる者、言い換えれば、自分の世界を反省し、批判的に観察できる者、いわば「楽観的な批判主義者」だということです。そうでない人、つまり、悲観主義者、又は楽観主義者であっても批判精神がなく、自分の世界を善いと考えよう人は規範を定めることができないのです<sup>\*16</sup>。

■4 理想世界のありよう 規範の真偽は理想世界のありようで決まることが分かりました。では、理想世界のありようはどのように決まるのでしょうか<sup>\*17</sup>。

現実世界を記述する命題の真理値は、私たちにとって所与の、すなわち私たちには変更できない現実世界と対応しているか否かで決まります。規範の真理値は理想世界と対応しているか否かで決まりますが、その理想世界のありようは—少なくとも主観的には—人によって異なります。したがって、理想世界のありようが、現実世界のありようと同じような意味で客観的に決まることは考えられません。

ここでは、理想世界のありようは、その規範を定める人間が決めるということにしておきます。そうすると、私たちはどのような規範を定めるべきなのだろうか、という疑問が生じます。その規範定立行為の際に、私たちが依拠できる客観的な原理や価値といったものはあるのでしょうか。あるとしたらそれはどのようなものなのでしょうか。正義論や実践哲学と呼ばれる学問分野は、このような問題と取り組みます。この授業は狭義の法理学（法の一般理論＋法律学方法論）を範囲とするため、この問題については検討しません。ただし、「誰が」理想世界のありようを決めることができるのか、という問題については検討します（第4章）。

#### ■練習問題 4

1. 世界  $w_1$  における次の二つの規範はどのような関係にあるか。また、それぞれの規範を義務様相を用いずに言い換えなさい。
  - (a)  $OA$
  - (b)  $P\neg A$
2. 悲観主義者（現実世界より良い世界はないと思っている人）が規範  $OV$  を定めた場

<sup>\*15</sup> この前提は、従来「存在と当為の二元論」と呼ばれてきたものです。

<sup>\*16</sup> この項目「理想世界」で説明した、到達可能な理想世界が少なくとも一つあり、かつ、それぞれの世界は自分の世界に到達できないような様相論理を義務論理（D システム）といいます。

<sup>\*17</sup> ただし、理想世界も可能世界であり、したがって整合的であることを前提します。恒偽命題（たとえば  $V \wedge \neg V$ ）が真になるような理想世界はありません。したがって、現実世界において、恒偽命題を命じたり（ $O(V \wedge \neg V)$ ）許可する（ $P(V \wedge \neg V)$ ）規範命題はつねに偽です。

合、この規範の真理値は。同様に  $O\rightarrow V, PV$  または  $P\rightarrow V$  を定めた場合、それぞれの規範の真理値は何か。その値となる理由も説明しなさい。

3. 「当為は可能を含意する (Ought implies can.)。」と言われる。このことを「可能世界」及び「理想世界」という言葉を用いて説明しなさい。

## 第2節 規範の分類

どのような対象であれ、その対象のことをよりよく理解するためには、その対象を分類することが有益です。規範（規範命題）についても同じことが言えます。そのため、以下では規範を分類してみましょう。

### 1 名宛人の範囲による分類

まず、規範の主語に着目することで、規範を個別規範と一般規範に分けられることを説明します。なお、規範の主語を以下では規範の「名宛人」ともいいます。

述語論理の論理式における主語は、個体定項（固有名）と個体変項の2種類です。このうち、命題の主語となりうるのは前者の個体定項と、後者のうち、全称量化または存在量化された個体変項だけです。量化されていない個体変項を含む文（たとえば  $Vx^{*18}$ ）は真理値が定まらないので、命題ではありません。

この授業では規範は命題である、すなわち真理値を持つという前提の下で話を進めています。規範  $OV$  の真理値は、既述のように、すべての理想世界で  $V$  が真であれば真、そうでなければ偽です。しかし、もし  $V$  が命題でなければ、各理想世界における  $V$  の真理値が定まらず、したがって現実世界における  $OV$  の真理値も定まりません。そのため  $V$  の主語は、固有名 (a, b, c...) か、固有名でない場合は全称量化または存在量化された変項 (x) でなければなりません。理想世界における量化されていない変項を含む文、たとえば  $Vx$  は真理値が定まらないので、現実世界における  $OVx$  は真理値が定まりません。したがって  $OVx$  は命題ではなく、規範でもありません。

以上のことから、規範は、その主語（名宛人）が個体定項（固有名）であるものと、全称量化された変項であるものと、存在量化された変項であるもの、の3種類に分類できることが分かります。それぞれを個別規範、一般規範、存在規範と呼ぶことにします。この3種類の規範のうち、存在量化された変項を主語とする規範については以下では考慮しません。なぜなら、「誰かが～をしなければならない」（「～しなければならない人が少なくとも1人は存在する」）という規範は、義務づけられている者を特定していないので、私達の行動の指針にはなり難いからです。

\*18 このような文を命題関数といいます。

## (1) 個別規範

個別規範とは、具体的に名指ししうる特定の人を名宛人とする規範です。「特定の人」は一人でも複数でもいいのですが、いずれにしても名前で特定できることが必要です。また、たとえば「あなた（たち）はタバコをを吸ってはならない」という命令のように、その場の状況から、特定の人に向かって発せられていると解せるものも個別規範です。

特定の個人を  $a$ 、 $a$  の属性を示す述語を  $V$  で表すことにすれば、「 $a$  は  $V$  を命じられている」という個別規範は  $OVa$  という記号で表せます。同様に「 $a$  は  $V$  を禁じられている」は  $FVa$ 、「 $a$  は  $V$  を許されている」は  $PVa$  と表せます。

法体系における個別規範の例としては、私人の契約、裁判所の判決、行政機関の行政行為を挙げることができます。また、憲法上の基本的人権を定める諸規定も、国家という特定の人（法人）に作為（社会権規定における国家の給付）または不作為（自由権規定における国家の不妨害）を義務づける個別規範を含意しています\*19。

## (2) 一般規範

一般規範とは、すべての人\*20を名宛人とする規範です。たとえば、名宛人を特定しない「嘘をついてはいけない」という禁止規範は一般規範です。

以下では、不特定の個人を  $x$ 、 $x$  の属性を表す述語を  $V$ 、「すべての」を表す量化記号を  $\forall x$  とします。たとえば、「すべての人は税を払うことを命じられている」という規範は、「～が税を払う」という述語を  $V$  とすると、 $OVxVx$  と表記できます\*21。

法体系における一般規範の例としては、国会が定める法律、内閣や各省大臣が定める命令、地方自治体が定める条例を挙げることができます。

述語を含む命題の真理値は、その述語がもつ項の議論領域によって異なります\*22。したがって一般規範  $OVxVx$  の真理値も、 $x$  の議論領域によって異なります。このため、それぞれの規範の真理値を定めるためには、それぞれの規範の議論領域を定めることが必要です。たとえば日本国の刑法は、第1条から第4条の2で議論領域を定めています。すなわち、日本国内で犯罪を犯した者（1条）と、国外で犯罪を犯した者の一部（2条、3条、3条の2、4条、4条の2）です。日本の刑法は、この議論領域内の者（すべての国内犯と

\*19 権利と自由権については後述します。

\*20 ここでいう「すべての人」は、議論領域内のすべての人のことです。

\*21 義務様相と量化記号の順序が異なると意味も異なります。 $\forall xOVx$  という規範は、「現実世界のすべての人は、いずれの理想世界においても  $V$  である。」を意味します。つまり、この規範は、現実世界のすべての人が  $V$  を義務づけられていることを、すなわち、その現実世界のすべての人が、いずれの理想世界においても  $V$  であることを意味しています。理想世界にのみ属し、現実世界には属しない人については、この規範は何も語っていません。これに対して、 $OVxVx$  は、「いずれの理想世界においても、すべての人は  $V$  である。」を意味します。すなわち、この規範は、いずれの理想世界でも  $\forall xVx$  であることを、したがって、それぞれの理想世界のメンバーすべてが  $V$  であることを意味します。現実世界に属さず、理想世界にのみ属する人についても、この規範は、「彼らが  $V$  である」ことを述べているのです。様相と量化の順序についてもう少し理解を深めたい方は、三浦 (2017) 第2章第9節を参照して下さい。

\*22 23 頁。

一部の国外犯)に対してだけ刑を科すことを述べており、議論領域外の者に対しては何も述べていません。議論領域外の者は規範の名宛人ではないのです。この意味で、日本の刑法は議論領域内の者にとっては真という値をもつ規範ですが、後者の議論領域外の者は名宛人ではなく、したがって規範ではありません。但し、このことはあくまで、その人が日本の刑法に従う必要がないことを意味するだけで、その人が他の国の法規範の議論領域に含まれるならば、その他国の法規範に従う必要があります。

## 2 条件の有無による分類

つぎに、条件の有無によって規範を分類します。述語論理における主語は名指ししうる特定の個体に限定され、不特定の個体を指す抽象名詞は量化記号と条件法の組み合わせで表現されます。個別規範の条件の有無は容易に判定できますが、主語が抽象名詞の一般規範はそのような判定ができません。一般規範の場合は、その規範がおかれている状況や文脈(他の規範との関係など)を考慮して、その主語がすべての者(「人」や「国民」など)を指し示していると考えられるならば無条件の規範に、それ以外は条件付きの規範に分類します。

### (1) 無条件の規範

無条件の規範とは、条件のついていない規範のことです。すなわち、何らかの条件が満たされることを条件とはせずに、名宛人に対して特定の行為を命じたり、禁じたり、許可する規範です。たとえば、「あなたはタバコを吸ってはならない」 $O\neg Va$ や、「嘘をついてはならない」 $O\forall x\neg Vx$ は無条件の規範です。前者は、特定の個人を名宛人としているので無条件の個別規範であり、後者は、すべての人を名宛人としているので無条件の一般規範です。

### (2) 条件つき規範

条件つき規範とは、条件のついている規範のことです。すなわち、何か特定の条件が満たされる場合に、名宛人に対して特定の行為を命じたり、禁じたり、許可する規範です。

たとえば刑事裁判の判決の主文が次のようなものであったとします。「aを懲役2年の刑に処する。この判決が確定した日から3年間、その刑の執行を猶予する」。このような執行猶予付きの有罪判決は、何らかの理由で(執行猶予期間中にさらに別の犯罪を犯して有罪判決が確定する場合はほとんど)執行猶予が取り消された場合を条件として刑が執行されるので、条件付きの個別法規範です。すなわち「aが3年の間に執行猶予を取り消されたならば、aを懲役2年の刑に処する」と言い換えることができます。

法令の各条文を取り出せば、その多くは条件付きの一般規範を定めていると解せま  
す\*23。たとえば「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」と

\*23 ただし、以下の「条件つき規範の撤回不可能性」の項で述べるように、個々の条文は規範命題の素材であり、それ自身を規範命題とみなせることはほとんどありません。ここでは、他の条文を考慮しなければ、

いう刑法 199 条の条文は、「人を殺した」という条件を満たす者に対して、「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役」という法的効果が発生すべきことを意味する条件つき一般規範です。

条件が複数ある場合もあります。たとえば刑法 160 条「医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、3 年以上の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」は、「医師であること」「 $\cdot$ 虚偽の記載をしたこと」の二つの条件を有する一般規範です。

■1 条件つき規範の表現方法 条件つき規範は「もし～ならば、～しなければならない」という形をもちます。これを論理式で表す方法は 2 つあります。

1.  $O(A \rightarrow B)$
2.  $A \rightarrow OB$

前者の  $O$  は、 $A \rightarrow B$  全体に付加されているので Wide Scope Ought、後者の  $O$  は  $B$  だけに付加されているので Narrow Scope Ought と呼ばれます (Hilpinen and MacNamara (2013) 84)。1, 2 の式はともに論理式としては正しいのですが、この授業では 1 を採用します。以下ではその理由を説明します。

1.1 Wide Scope Ought の問題点とその解決策 Wide Scope Ought には少なくとも 2 つの問題点があります。しかし、どちらについても解決策があります。

#### 1. $O \neg A \models O(A \rightarrow B)$ が成り立つという問題

現実世界で  $O \neg A$  が真であれば、現実世界から到達可能なすべての理想世界において  $\neg A$  は真です。 $\neg A$  が真ならば  $A$  は偽であり、 $A$  が偽であれば、 $A \rightarrow B$  は真です。したがって、すべての理想世界で  $A \rightarrow B$  は真であり、現実世界で  $O(A \rightarrow B)$  は真です。つまり、 $O \neg A \models O(A \rightarrow B)$  という推論が成り立つのです。

たとえば「他人の権利や利益を侵害した」という命題を  $A$  とします。 $O \neg A$  は「他人の権利や利益を侵害してはならない」を意味します。仮に、この  $O \neg A$  が真であるならば、上記の理由により、 $O(A \rightarrow B)$  も真です。 $B$  は任意の内容でいいので、たとえば「他人の権利や利益を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という民法 709 条の意味内容は、それが民法やそれ以外の法令で定められていなくても真です。また、「他人の権利や利益を侵害したならば、その人を殺さなければならない」も真です。その他、無限の規範を  $O \neg A$  から論理的に導くことができます。しかしこのような帰結は非常に奇妙に思われないでしょうか。

本稿では  $O \neg A$  を一次規範と呼び、この一次規範に反する者に対して何らかの制裁を科す規範を二次規範と呼ぶことにします<sup>\*24</sup>。一次規範と二次規範の関係は次の

個々の条文の文言は条件つき一般規範とみなせる、と言っているに過ぎないことに留意してください。

<sup>\*24</sup> Roderick M. Chisholm (1916-1999) は、primary obligation (本稿の一次規範が定める義務) と

ように説明できます。一次規範が記述する世界は最善の世界です。これに対して二次規範は、一次規範に違反する者がいる点では最善の世界より悪く、一次規範に反する者に制裁が科されない最悪の世界よりは良いという意味で、次善の世界を記述するものです。

このように、一次規範と二次規範はそれぞれ異なった世界を記述しているので、それぞれ異なった規範体系に属していると考えべきでしょう。例えば一次規範は道徳規範の体系に、二次規範は法規範の体系に属していると考えれば、無限の二次規範が法規範の体系の中に生成されてしまうという問題は避けられるのです。

実際に、たとえば民法は709条において「他人の権利や利益を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という二次規範を定めていますが、「他人の権利や利益を侵害してはならない」という一次規範は定めていません。同様に刑法199条は、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」と定めていますが、「人を殺してはならない」という一次規範は定めていません。

## 2. 「法的推論で使えない？」という問題

二つ目は、 $O(A \rightarrow B)$  という論理式は法的推論で使えないのではないか、という問題です。この式は、その式が属する世界（たとえば現実世界）から到達可能な理想世界では  $A \rightarrow B$  が真である、ということだけを表しています。 $O(A \rightarrow B)$  が真であり（たとえば、「他人の権利を侵害した者は賠償をしなければならない」）、この現実世界で  $A$  が真であったとしても、その2つの命題から論理的な帰結は何も導かれません。その意味で、この  $O(A \rightarrow B)$  という規範は何の役にも立たないのではないか、という疑問が生じます。

しかし次の推論は成り立つので、 $O(A \rightarrow B)$  を法的推論の前提の一つとみなすことは十分に可能なのです。

$$O(A \rightarrow B), \Box A \vdash OB$$

現実世界において  $O(A \rightarrow B)$  が真なら、現実世界から到達可能なすべての理想世界において  $A \rightarrow B$  は真です。また、現実世界において  $\Box A$  が真なら、現実世界から到達可能なすべての可能世界において  $A$  は真です。理想世界は可能世界の一種なので、すべての理想世界でも  $A$  は真です。すべての理想世界で  $A \rightarrow B$  と  $A$  が真であるので、すべての理想世界で  $B$  は真であり、したがって、現実世界で  $OB$  は真です。つまり、法令等の法源に基づき  $O(A \rightarrow B)$  が真であり、 $A$  が必然的に真であることも証明できるならば、 $OB$  が真であることは論理的に導かれるのです。これは裁判所で行われている実務に一致しているといえます。民事裁判における原告や、刑事裁判における検察官は、単なる事実を証明するものではありません。原告

contrary-to-duty (CTD) obligation (二次規範が定める義務) をともに含む一つの体系を標準義務論理 (Standard Deontic Logic) で表現することはできないことを示しました (Hilpinen and MacNamara (2013) 86)。



や検察官が行わなければならないのは、 $A$  という状態が必ず起こったにちがいない ( $\Box A$ ) というのを、証拠や証言に基づいて証明することだからです。

1.2 Narrow Scope Ought の問題点 Narrow Scope Ought には以下の2つの問題があり、どちらについても解決策がありません。

### 1. 存在から当為を導く？

もし、条件つき規範を  $A \rightarrow OB$  で表すと考えると、現実を記述する命題から規範が導けることを認めなければならなくなります。 $\neg A$  が真なら  $A$  は偽です。条件法命題 ( $A \rightarrow OB$ ) の前件 ( $A$ ) が偽であれば、後件 ( $OB$ ) がどのような命題であっても、条件法命題は真です。つまり、 $\neg A \models A \rightarrow OB$  という推論が成り立ちます。たとえば  $A$  が「 $a$  が他人の権利を侵害した」を意味するならば、上記の推論は、「 $a$  が他人の権利を侵害していない」という事実から、「 $a$  が他人の権利を侵害したならば、 $\dots$  でなければならない」という規範が導けることとなります。「 $\dots$ 」は任意の内容でよいので、導かれる規範は、「 $a$  が他人の権利を侵害したならば、損害を賠償しなければならない」という民法709条と同じ内容の規範かもしれないし、「 $a$  が他人の権利を侵害したならば、その人を殺さなければならない」という規範かもしれません。これは「 $\sim$ である」という事実から「 $\sim$ であるべきだ」という規範を導くことを意味するように思われます。存在 (Sein, be) の世界から当為 (Sollen, should) の世界への橋渡しをするこのような推論は、「存在から当為は導けない」という従来から広く受け入れられている主張 (存在と当為の二元論) を否定することになり、適切でないという批判が可能です。

### 2. 不完全な規範？

つぎに、Narrow Scope Ought で表される「規範」は規範としては不完全である、という点を説明します。

規範は英語で norm といいます。この norm の類義語は prescription です。この pre-scription は「予め」+「書く」という意味であり、このことから類推して、「規範とは、予め理想的な世界を記述する命題である」と定義することは自然でしょう。しかしこの定義に従うならば、 $A \rightarrow OB$  は不完全な規範であると評価せざるをえません。なぜなら、この世界で  $A \rightarrow OB$  が真であるということは、この世界で  $\neg A \vee OB$  が真であるということですが、この命題はこの世界で  $\neg A$  か  $OB$  のいずれか、または両方が真である、ということの意味をしています。 $OB$  が真である世界にとっての理想世界では  $B$  が真ですが、 $\neg A$  が真である世界 ( $OB$  の真理値は分からない) にとっての理想世界がどのようなものであるかについては、 $A \rightarrow OB$  という命題からは何も分かりません。したがって、 $\neg A$  の世界にとっての理想世界を記述していないという意味で、 $A \rightarrow OB$  は不完全な規範であるという批判が可能です。

1.3 小括 Wide Scope Ought と Narrow Scope Ought は、それぞれ問題を抱えていますが、前者の問題は解決可能であるのに対して後者は解決不可能であることを示しました。このため、この授業では Wide Scope Ought を採用し、以下では条件付きの個別規範を  $O(Ua \rightarrow Va)$ 、条件付きの一般規範を  $O\forall x(Ux \rightarrow Vx)$  という論理式で表します。

■2 条件付き規範の撤回不可能性 条件のついた規範を命題論理の結合子  $\rightarrow$ <sup>\*25</sup>を用いて表現する場合、次の推論が成り立つことに注意しなければなりません<sup>\*26</sup>。

$$A \rightarrow B \models (A \wedge C) \rightarrow B \quad (\text{前件強化原理 Principle of Antecedent Strengthening})$$

すなわち、 $A \rightarrow B$  という条件法が真ならば、 $(A \wedge C) \rightarrow B$  のように、前件 ( $A$ ) に他の条件 ( $C$ ) を追加した条件法も真です ( $C$  は任意の命題)。

たとえば刑法 204 条に基づき、ある人  $a$  について  $O(Ua \rightarrow Va)$  という規範が真であると仮定してみましょう ( $U$  は「 $\sim$ は人の身体を傷害する」という述語、 $V$  は「 $\sim$ は 15 年以下の懲役または罰金刑に服する」という述語)。この場合、すべての合法的世界で  $Ua \rightarrow Va$  は真です。また「正当防衛をする」という述語を  $A_1$  とします。そうすると、前件強化原理により、すべての合法的世界で  $(Ua \wedge A_1a) \rightarrow Va$  が真であることも導けます。以上から、 $O(Ua \rightarrow Va) \models O((Ua \wedge A_1a) \rightarrow Va)$  という推論が論理的に正しいことが分かります。

しかしながら私達は、刑法 204 条と 36 条をあわせて読み、 $Ua \wedge A_1a$  が真の場合 (かつ、 $a$  が他の犯罪を行っていないならば)、 $OVa$  は偽であると考えます。つまり、 $a$  が他人を正当防衛によって傷つけたにちがいない場合 ( $\Box(Ua \wedge A_1a)$  が真である場合)、法学の常識に従えば  $\neg OVa$  が導けることとなります。しかし論理的には  $OVa$  が導けるのです<sup>\*27</sup>。両者は否定の関係にあり両立しません。

どちらが正しいのかは自明です。刑法が想定しているのは、 $\neg OVa$  という結論です。つまり  $OVa$  は偽です。ということは、刑法 204 条に基づいて  $O(Ua \rightarrow Va)$  という規範が真であると仮定したのがそもそもの間違いだったと考えざるを得ないのです。

多くの条文が相互に関係している場合、条件付き規範を論理式で表す際には、個々の条文には明記されていないすべての例外を前件で考慮しなければなりません。たとえば、他人を傷つけた者の可罰性が認められないすべての例外 (正当防衛 ( $A_1$ )、緊急避難 ( $A_2$ )、正当行為 ( $A_3$ )) を列挙し、それらを  $a$  が行ったという命題をそれぞれ「又は」で結んだ  $A_1a \vee A_2a \vee A_3a \vee \dots$  という命題を  $Aa$  とします。そうすれば、刑法典から導ける規範は  $O((Ua \wedge \neg Aa) \rightarrow Va)$  という論理式で表すことができます。

別の言い方をすると、刑法 204 条は「人の身体を害したならば、通常は (一般的には)、懲役刑に服する又は罰金を支払う義務が生じる (しかし、例外もある)」という、撤回可

<sup>\*25</sup> 実質含意 (material implication) ともいいます。

<sup>\*26</sup> 第 1 章練習問題 2 の 2 で証明しました。

<sup>\*27</sup>  $O((Ua \wedge A_1a) \rightarrow Va), \Box(Ua \wedge A_1a) \models OVa$ 。

能な義務 (defeasible obligation) を表現しており、「人の身体を害したならば、他にどんな事情があっても、懲役刑に服する義務又は罰金を支払う義務が生じる ( $O(Ua \rightarrow Va)$ )」という、撤回不可能な義務 (non-defeasible obligation) を表現しているわけではないのです。

このように、法令の条文が定める義務の多くは撤回可能な義務です。そのため、個々の条文を論理結合子  $\rightarrow$  を含む論理式で表現することはできません。個々の条文は、判例等のその他の法源と同様、法体系の要素である法規範を形成するための素材にすぎません。論理結合子  $\rightarrow$  を含む条件つき法規範を形成するためには、関係するすべての法源を考慮しなければならないのです。



## 第3章

# 権利

法規規は規範の一種です。規範には法規規以外にたとえば道徳規範や慣習、宗教上の規範などがあります。法規規は、法規規以外の規範と比べると、法規規は権利を含意するが、法規規以外の規範は権利を含意しないという特徴があります。ある法規規がある行為 V をある人 a に義務づけている場合、その法規規は a 以外の誰かが、a に対して、その行為 V をするよう求める権利を有していることを含意しています。法的義務を有する人がいれば、それに対応する権利を有する人がいるということです。これに対して、たとえば「嘘をついてはならない」という道徳的義務を有する人に対して、その人に対して嘘をつかないことを求める「道徳的権利」を有する人がいると想定することは難しいと思われまます。他者によって強られるような義務を道徳的義務と呼ぶことは適切ではないように思われるからです（ラートブルフ (1961) 160-161 頁）。以下では、法規規が含意し、その他の規範が含意しないこの「権利」について説明します。

### 第1節 権利とは何か

「権利」という語は非常に多義的です。アメリカの法学者ホーフエルト (Wesley Newcomb Hohfeld, 1879-1919) は、権利 (right) という語が、文脈に応じて「請求権」(claim)、「特権 (自由)」(privilege, liberty)、「権限 (権能)」(power)、「無服従 (免除)」(immunity) の4つのいずれかの意味で用いられていることを指摘しました (Hohfeld (1917) 16)。このうち、請求権と特権 (自由) については本章で説明し、権限と無服従については次の章で説明します。

#### 1 権利 (請求権) の構造

以下では、権利主体 (権利を有する人) を a、義務主体 (義務を負う人) を b、権利の対象 (b の行為を表す文) を G、「~を求める権利を有する」という述語\*<sup>1</sup>を R とします。

\*<sup>1</sup> R は様相を意味しますが、R を様相として説明している論理学の文献を見つけることができないため、とりあえず述語の一種 (権利主体・義務主体・権利の対象の3項をともなう3項述語) としておきます。

そうすると、aの置かれた地位をつぎのような命題で表現することができます。

「aはbに対してGを求める権利を有する。」( $RabG$ )

たとえば、債権者をa、債務者をb、「bがaに対して1万円を支払う」をGとすると、 $RabG$ は「aはbに対して、(bがaに)1万円を支払うことを求める権利を有する」という命題を意味します。

上記の $RabG$ という命題が真である場合、bは次のような地位にあります。(O「～を命じられている」)

「bはaに対してGを命じられている(Gの義務を有する)。」( $ObaG$ )\*<sup>2</sup>

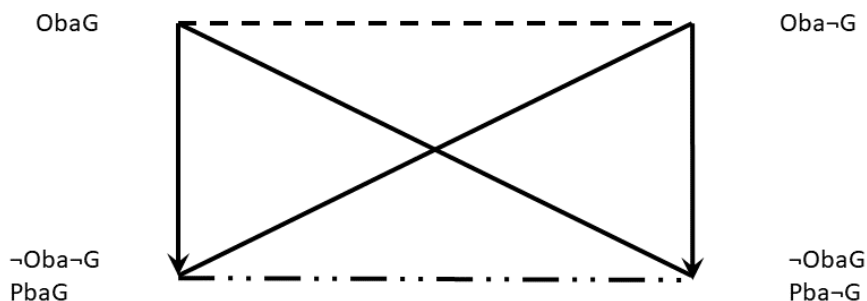
上記の例を使えば、 $ObaG$ は「bはaに対して、(bがaに)1万円を支払うことを命じられている(義務づけられている)」を意味します。

$RabG$ と $ObaG$ は、同じ状況を一方はaの側から、他方はbの側から表現したものに過ぎないので、両者は論理的に同値の関係にあります。すなわち、一方の命題が真であれば他方も真であり、一方が偽であれば他方も偽です。

## 2 権利と義務の関係

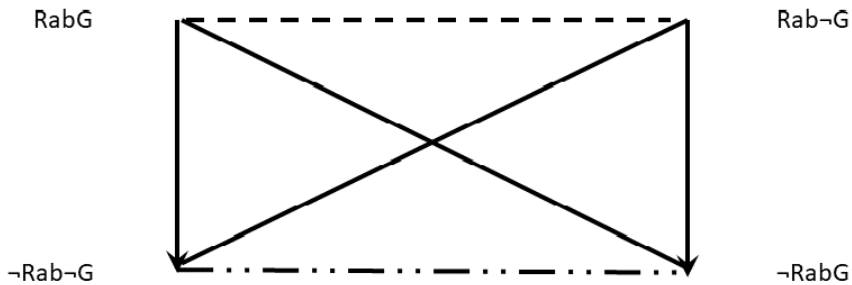
前章(29頁)において義務様相の四角形を紹介しました。この四角形は作為の命令・不作為の命令(作為の禁止)・作為の許可・不作為の許可という4種類の規範の相互関係を示すものでした。この四角形に、それぞれの規範の義務主体と権利主体を追加すると、それぞれの規範の名宛人(義務の主体b)の地位を表すつぎのような四角形を描けます(Alexy(2010), 136)。

( $PbaG$ は、「bはaに対してGを許されている」を意味します。)



また、権利の主体(a)の規範的地位についての四角形を描くこともできます。

\*<sup>2</sup> 2項述語論理の通常の表記法にしたがえば $OGba$ となりますが、この授業ではRobert Alexy(Alexy(2010)136)の表記法にしたがって $ObaG$ とします。



義務の主体の地位と権利の主体の地位はそれぞれ互いに同値です。すなわち、

- $RabG \models ObaG$
- $Rab¬G \models Oba¬G$
- $¬Rab¬G \models ¬Oba¬G (PbaG)$
- $¬RabG \models ¬ObaG (Pba¬G)$

が成り立ちます\*3。

■練習問題 1 RabG が (a) 真である場合、(b) 偽である場合、つぎの命題の真理値は何か。

1.  $ObaG$
2.  $Rab¬G$
3.  $¬Oba¬G$
4.  $¬RabG$

## 第2節 権利の分類

権利は、権利の主体と義務の主体の違いによって分類することができます。権利主体は「すべての人」か「特定の人」かのいずれかです。同様に義務主体も「すべての人」か「特定の人」かのいずれかです。したがって、権利を以下の4種類に分類することができます (Koller (1997) 97)。

権利主体／義務主体	すべての人に対する	特定の人に対する
すべての人の	1	2
特定の人	3	4

\*3  $\models$  は、その左右の命題が論理的に同値であることを意味します。

権利はさらにその対象によっても分類できます。すなわち権利の対象が作為である積極的権利と、不作為である消極的権利です。したがって、権利は8種類に分類できます。

## 1 すべての人に対するすべての人の権利

これは、権利主体が不特定のすべての人であり、義務主体も不特定のすべての人である権利、すなわち誰もが誰に対しても主張することのできる権利です。

このような権利は、伝統的に「自然権」と呼ばれてきたものに相当します。自然権は、国家によって承認される以前から、人間が人間であるという理由だけでそれを有することが承認されるとされる権利です。ただし、この自然権は、アメリカの独立宣言（1776年）<sup>\*4</sup>やフランスの人権宣言（「人と市民の権利宣言」（1789年））<sup>\*5</sup>によって公に初めて掲げられたことでも明らかのように、その存在が意識され一般に認められるようになったのは、近代国家が形成されて以降のことです<sup>\*6</sup>。日本国憲法が11条後段と97条で「侵すことのできない永久の権利」であるとしている「基本的人権」も自然権です<sup>\*7</sup>。

自然権は、対象が消極的な行為（不作為）である消極的自然権と、対象が積極的な行為（作為）である積極的自然権とに分類できます。消極的自然権の例としては、殺されないことを求める権利、傷つけられないことを求める権利などが考えられます。これに対応する義務は、すべての人がすべての人に対して、相手を殺さない義務、傷つけない義務です。そういった権利・義務をどのように理由づけるかについては、この授業では扱いませんが、「殺さない」「傷つけない」といった不作為は義務主体の負担が少ないため、理由づけは比較的容易であろうと思われれます。これに対して、積極的自然権を認めることは難しいと思われれます。なぜなら、作為は不作為よりも義務の主体に課す負担が多く、そのため十分な理由づけが必要ですが、すべての人がすべての人に対してなんらかの作為義務を負っていることを十分に理由づけすることは難しいからです。たとえば、飢えている人を援助する義務というのは、すくなくとも道徳的な義務としては考えられますが、相手方の権利を伴う法的義務を我々はすべての人々に対して（たとえば地球の裏側に住む外国人に対しても）負っているとわれれば、ほとんどの人はそれは過剰な要求だと感じるのではないのでしょうか。

<sup>\*4</sup> 「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている」。

<sup>\*5</sup> 「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」（1条）。「すべての政治的結合の目的は、人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全および圧制への抵抗である」（2条）。

<sup>\*6</sup> 渡辺他（2016）第1章第1節3。

<sup>\*7</sup> 同上第1章第1節1。



## 2 特定の人に対するすべての人の権利

これは、権利主体が不特定のすべての人であり、義務主体が特定の人である権利です。この典型例は憲法が保障する基本権です\*<sup>8</sup>。基本権の権利主体はすべての人または国民であり（議論領域によります）、義務の主体は国家です。

基本権は、権利の対象が消極的（不作為）であるか積極的（作為）であるかによって、消極的基本権と積極的基本権に分けられます。消極的基本権の典型例は憲法上の自由権の一部（自分の行為（作為と不作為）を妨害しないことを国に求める権利）です。これについては後ほど「自由権」の項目で説明します。積極的基本権の典型例は社会権であり、憲法 25 条 1 項の生存権や 26 条 1 項の教育を受ける権利などを挙げることができます。たとえば生存権は「すべての国民は、国に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを求める権利を有する」、教育を受ける権利は「すべての国民は、国に対して、教育の機会を提供することを求める権利を有する」という文で表現することができます。

## 3 すべての人に対する特定の人への権利

これは、権利主体が特定の人であり、義務主体が不特定のすべての人である権利です。対象が消極的行為（不作為）である例としては、物権の一要素（物権の行使を妨げないことを求める権利＝物権の請求権）があります。これについても後ほど「自由権」の項目で説明します。権利の対象が積極的行為（作為）である例としては、徴税権「国は、国民に対して、税の納入を求める権利を有する」（憲法 30 条）を挙げることができます。

## 4 特定の人に対する特定の人への権利

これは、権利主体が特定の人であり、義務主体も特定の人である権利です。これらの権利の代表例は債権であり、不作為（消極的行為）を求める債権（例：「a は b に対して、騒音を出さないことを求める権利を有する」）と作為（積極的行為）を求める債権（例：「a は b に対して、目的物の引き渡しを求める権利を有する」）に分けられます。身分権もこの権利の例であり、たとえば、扶助を求める権利（民 752）や扶養を求める権利（民 877）は、特定の人に対する特定の人への積極的権利です。

## 第3節 自由権

次に自由について説明します。自由には「補強されていない自由（裸の自由）」と「補強された自由」があります。この授業では前者を狭義の自由、後者を自由権と呼び、また、両者を合わせて広義の自由とします。

---

\*<sup>8</sup> この授業では、自然法が認める権利を自然権または基本的人権、憲法が認める権利を基本権と呼ぶことにします。基本的人権と基本権の区別は、渡辺他 (2016) 第 1 章第 1 節 1 に依拠しました。

## 1 自由と不自由

### (1) 自由

自由（狭義）とは、作為と不作為が許されている地位のことをいいます。記号ではつぎのように表せます。

$$LabG \models PabG \wedge Pab\neg G$$

$LabG$  は「a は b に対して G について自由である」という命題を記号で表したものです。たとえば個々の国民は憲法 20 条により信教の自由を持ちますが、それは「国民 a は国家 b に対して宗教を信じることについて自由である」という命題で表せます。これは、「国民 a は国家 b に対して、宗教を信じるのが許されており、かつ、信じないことも許されている」という命題と同値です。また、

$$PabG \wedge Pab\neg G \models \neg Oab\neg G \wedge \neg OabG$$

であるので、「国民 a は国家 b に対して、宗教を信じないことを命じられておらず、かつ、宗教を信じることも命じられていない。」という命題とも同値です。この場合、国家 b は、

「国家 b は国民 a に対して、宗教を信じないことを求める権利を有さず、かつ、宗教を信じることを求める権利も有さない。」( $\neg Rba\neg G \wedge \neg RbaG$ )

という法的地位にあります。

### (2) 不自由

また、国民 a に自由がない状態、すなわち不自由な状態は、

$$\neg LabG \models \neg(PabG \wedge Pab\neg G)$$

です。これはド・モルガンの法則  $\neg(P \wedge Q) \models \neg P \vee \neg Q$  より、

$$\neg PabG \vee \neg Pab\neg G$$

と同値です。またこの式は、

$$Oab\neg G \vee OabG$$

すなわち、「国民 a は国家 b に対して、宗教を信じないことを命じられている、又は\*<sup>9</sup>、宗教を信じることを命じられている」と同値です。そして、この場合の国の法的地位は

$$Rba\neg G \vee RbaG$$

\*<sup>9</sup> この「又は」( $\vee$ ) は非排他的選言です。ただし、 $Oab\neg G$  と  $OabG$  は互いに反対の関係にあり、両者が同時に真であることはないので、文章中の「又は」を排他的選言の意味に解しても間違いではありません。

すなわち、「国家 b は国民 a に対して、宗教を信じないことを求める権利を有する、又は、宗教を信じることを求める権利を有する」です。

■練習問題 2 義務の主体の地位を表す四角形（46 頁）に自由と不自由の地位を加えて義務主体の六角形を描きなさい。また、それに対応する権利主体の六角形も描きなさい。否定・反対・小反対・含意の関係も明示すること。

### (3) 明示の自由と黙示の自由

ここで、ありうべき誤解を避けるために、「明示の自由」と「黙示の自由」の違いについて説明しておきます。国家が人々に対して、ある行為について自由である（＝作為と不作為が許可されている）という法的地位を与えるためには、次の二つの方法があるように思われるかもしれません。

■1 明示の自由 法令で自由を認めれば、すなわち作為と不作為を許可する法令を定めれば、名宛人は国家に対して、当該行為について自由となります。

■2 黙示の自由？ ある行為について、法令が作為を禁止しておらず、かつ、作為を命じていないことを「黙示の自由」と呼ぶことにします。この黙示の自由は、明示の自由と同じ効果を持つのでしょうか？

「ある条文 A が存在しないということと、その内容を否定する条文  $\neg A$  が存在するということは同じである」と仮定してみましょう。この仮定に基づけば、不作為の命令（作為の禁止）を定める条文がないということは、作為の許可を定める条文があるということと同じであり、また、作為の命令がないということは、不作為の許可があるということと同じです。すなわち、不作為・作為の命令を定めないことによって作為・不作為が許可されていることとなります。

たとえば日本法の体系の中に、「蚊を殺すことを禁じる」という条文はありません。また、「蚊を殺すことを命じる」という条文もありません。ということは、日本法は、蚊を殺すことを黙示的に許しており、また殺さないことも黙示的に許しており、したがって日本国民は蚊を殺すことについて自由である、といえるでしょうか。

しかし、ある行為を定める条文がないということからは、その行為の作為や不作為が命じられていないということのみならず、それらが許可されていない、ということも言えるはずですが。すなわち、ある行為について何も定められていないならば、上記の仮定の下では、作為の命令、不作為の命令、作為の許可、不作為の許可が同時に成立していると考えなければならなくなります。しかし、作為の命令と不作為の許可、不作為の命令と作為の許可は互いに否定の関係にあり、また、作為の命令と不作為の命令は互いに反対の関係にあるので、これらが同時に成り立つことはありえません。つまり、法令がある行為について明示的に何も決めていなければ、黙示的には、互いに両立しえない複数の法的地位が同時に定められていることになってしまいます。

以上のように、「ある条文 A が存在しないことと、その内容を否定する条文  $\neg A$  が存在

することは同じである」という仮定から矛盾が生じたので、この仮定は間違いであったことが分かります。すなわち、ある条文が存在しないことと、その内容を否定した条文が存在することは同じではありません。ある国家の法令の体系<sup>\*10</sup>が、ある特定の行為をすることについて何も定めていなければ、その体系は当該行為について自由を定めているのではなく、その行為については何も定めていないのです<sup>\*11</sup>。「黙示の自由」は存在しません。

国民に法的な意味での自由という地位を与えるためには、そのことを明示的に、すなわち法令で定めておく必要があります。とくに現代の各国の法体系のように、階層構造を有する法体系においては、許可法令は重要な役割を果たしています。階層構造を有する法秩序の中で、ある行為（作為・不作為）を許可する法令を上位法令としてあらかじめ定めておけば、それと両立しない法令の制定が抑制されたり、そういった命令・禁止法令が制定されたとしても、その効力は否定される、という効果があります。このような効果は、何も定めないということによっては得ることができません。したがって、国民に対し、特定の行為についての自由を与え、それが容易に侵害されないようにするためには、法秩序の最上位にある憲法に、当該行為についての自由（当該行為をすること・しないことの許可）を定めておくことが合目的的といえます。

## 2 自由権（補強された自由）

自由をもつ者、すなわち、作為と不作為が許されている地位にある者は、その自由を否定されても、すなわち、自由の対象の行為をすることを妨害されたり、しないことを妨害されても（＝することを強制されても）、自由を否定した相手方に対して何も請求できません<sup>\*12</sup>。なぜなら、 $a$ が  $LabG$ 、すなわち  $\neg Oab\neg G \wedge \neg OabG$  という地位を有していることから言えるのは、相手方の  $b$ が  $\neg Rba\neg G \wedge \neg RbaG$  という地位、すなわち、 $G$ をしないことを求める権利を有さず、かつ、 $G$ をすることを求める権利を有さないということだけであり、 $b$ に何らかの義務があることや、 $a$ に何らかの権利があることを  $LabG$  から導くことはできないからです。つまり、 $b$ が、 $a$ の  $G$ という行為を妨害したり、 $G$ という行為を強制したりしても、すなわち  $a$ の自由を否定しても、 $a$ は  $b$ の自由否定行為について無権利であるので、裁判所で  $b$ に対して何の請求もすることができないのです。

このため、特定の行為についての自由（作為の許可かつ不作為の許可）を有する者には、その行為の妨害をやめるよう求める権利（妨害排除請求権・防御権<sup>\*13</sup>）も与えられるべきです。このように、自由であり（裸の自由）、かつ、妨害排除請求権によってその自由が補強されている地位を「自由権」と呼ぶことにします。ただし、ここでの「権」という語

<sup>\*10</sup> これは法源の体系であり、法規範の体系ではありません。この授業では各可能世界の完全性を前提しているため、現実世界における法規範体系の完全性（＝無欠缺性）も前提としています。したがって、あらゆる行為は、法規範の体系の下では、命令されているか、禁止されているか、自由であるかのいずれかです。

<sup>\*11</sup> 法的判断をするために必要な法源が欠けている状態を「法の欠缺」と呼びます。これについては5章で説明します。

<sup>\*12</sup> 憲法が国民に認めている自由を否定する法令や行政行為の違憲性を主張することはできません。

<sup>\*13</sup> 妨害排除請求権は民法学上の、防御権は憲法学上の用語ですが、以下では他者に対して自分の行為を妨害しないよう求める権利全般を妨害排除請求権と呼ぶことにします。

は、本稿での権利、すなわち請求権ではありません。そうではなく、「作為と不作為の許可」と「妨害排除請求権」を合わせた地位を「自由『権』」と呼んでいることに留意してください。

a が b に対して G についての自由権を有している場合、a の地位は次の命題で表されます。

「a は b に対して、G を行うこと及び行わないことを許されており、並びに、G を行うこと及び行わないことを妨害しないことを求める権利を有する。」

その場合の b の地位は

「b は a に対して、a が G を行わないこと及び行うことを求める権利を有さず、並びに、a が G を行うこと及び行わないことを妨害しない義務を負う。」

である。

このような地位は、a を名宛人とする許可規範と b を名宛人とする禁止（＝不作為の命令）規範とによって成立します。a を名宛人とする許可規範は b の無権利を含意します。b を名宛人とする禁止規範は、a の妨害排除請求権を含意します。

### 3 自由権の分類

自由権は、その主体（許可されており、かつ、妨害排除請求権を有する人）とその相手方（無権利であり、かつ、妨害しない義務を負う人）の違いによって分類できます。すなわち、主体が「すべての人」である場合と、「特定の人」である場合、相手方が「すべての人」である場合と「特定の人」である場合です。したがって、以下の4種類の自由権を区別することができます。

主体／相手方	すべての人に対する	特定の人に対する
すべての人の	(1)	(2)
特定の人	(3)	(4)

#### (1) すべての人に対するすべての人の自由権

このような自由権は、自然権としては認められるかもしれませんが。たとえば、学ぶことについての自由権（いわゆる「学問の自由」）が認められるならば、その自由権の主体の地位は

「すべての人は、すべての人に対して学ぶこと及び学ばないことを許されており、並びに、学ぶこと及び学ばないことに対する妨害をしないことを求める権利を有する。」

であり、相手方の地位は、

「すべての人はすべての人に対して、学ばないこと及び学ぶことを求める権利を有さず、並びに、学ぶこと及び学ばないことを妨害しない義務を負う。」

です。この状況は、一般的許可規範（すべての人に許可を与える規範）と一般的禁止規範（すべての人に不作為を命ずる規範）とによって成立します。

## (2) 特定の人に対するすべての人の自由権

このような自由権の例は憲法上の自由権です。たとえば移転の自由権の主体である国民の地位は、

「すべての国民は、国に対して、移転すること及び移転しないことを許されており、並びに、移転すること及び移転しないことを妨害しないことを求める権利を有する。」

であり、相手方である国の地位は

「国はすべての国民に対して、移転をしないこと及び移転をすることを求める権利を有さず、並びに、移転をすること及び移転をしないことを妨害しない義務を負う。」

です。この状況は、一般的許可規範と国に対する個別的禁止規範とによって成立します。

## (3) すべての人に対する特定の人自由権

このような自由権の例は物権です。たとえば所有権の主体 a の地位は

「a はすべての人に対して、（自分の）所有物を使用すること及び使用しないことを許されており、並びに、所有物を使用すること及び使用しないこと（所有物の使用及び不使用）を妨害しないことを求める権利を有する。」

であり、相手方の地位は

「すべての人は a に対して、（a の）所有物を（a が）使用しないこと及び使用することを求める権利を有さず、並びに、所有物を使用すること及び使用しないことを妨害しない義務を負う。」

です。この状況は、a に対する個別的許可規範と、一般的禁止規範とによって成立します。

## (4) 特定の人に対する特定の人自由権

この例は賃借権<sup>\*14</sup>です。たとえば b と賃貸借契約を結んでレンタカーを借りた a の地位は、

<sup>\*14</sup> ただし、登記されている土地や建物の賃借権は第三者に対抗できるので、物権的な性質も有します。

「aはbに対して、bの車を使用すること及び使用しないことを許されており、並びに、bの車を使用すること及び使用しないことを妨害しないことを求める権利を有する。」

であり、相手方bの地位は

「bはaに対して、bの車を使用しないこと及び使用することを求める権利を有さず、並びに、bの車を使用すること及び使用しないことを妨害しない義務を負う。」

です。この状況は、aに対する個別的許可規範とbに対する個別的禁止規範とによって成立します。

## 4 原理としての基本権

### (1) 原理とその適用方法

すべての人が有する自由権（上記の(1)(2)）は無条件に認められるわけではありません。例えば憲法22条はすべての国民に移動の自由権を認めています。すなわち、国民には移動の自由があり、国には国民の移動を妨害しない義務があります。他方、憲法25条は1項ですべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、つまり社会権としての生存権を保障し、この生存権を保障するために2項で国に公衆衛生の向上・増進の義務を課しています。人々の移動がウイルス感染を拡大させ、その結果、多くの人々の生命を危険にさらす場合には、25条2項から、国民の移動を制限する国の義務を、または少なくとも許可を導けるでしょう<sup>\*15</sup>。しかし、国民の移動を制限しない国の義務と、国民の移動を制限する国の義務または許可は「反対」または「否定」の関係にあるので両立しません。

このように、憲法の条文から導かれる規範<sup>\*16</sup>が両立しない場合には、どのような場合にどちらを優先すべきかを考えなければなりません。上記の例であれば、ウイルス感染が広がっている場合に不要不急の移動をしようとする国民に対しては、憲法22条から導かれる国の不作為義務よりも、憲法25条2項から導かれる国の作為義務または許可の方が優先される、という判断を下すことが適切でしょう。

憲法は、国民の基本権や国の義務を定める条文の無条件の適用を求めているわけではありません。それぞれの基本権や義務は、できるだけ多くの場合に適用されるべきですし、またできるだけ多くの国民に（基本権の場合）、できるだけ多くの国民に対して（国の義務の場合）適用されるべきものですが、常に・誰にも・誰に対しても適用される、という

<sup>\*15</sup> ただし、国が国民の移動の自由を制限するためには、法治国家原則に基づき、その制限の根拠となる法令が必要です。感染症に関しては、感染症予防法（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（1998年法律第114号））に基づき、特定の感染症患者の移動の自由を制限できることが定められています。

<sup>\*16</sup> この授業では規範を真理値が定まる命題として扱ってきましたが、ここではより広い意味で「規範」という語を用いています。

わけではありません。このように、最大限適用されるべきですが、無条件に適用されることまでは求めない規範を「原理」(principle)と呼びます\*17。憲法が定める国民の基本権や国の義務はすべて原理です。

原理に基づき法的判断をする場合には、次の三つの段階を経る必要があります。まず、他の衝突する原理が無いかを確認し、衝突する原理がある場合には、どのような場合にどちらがより重要であるかを判断します。たとえばウイルスの感染が拡大している場合、かつ不要不急の移動については憲法 22 条よりも 25 条 2 項が優先し、そうではない場合には 22 条の方が優先するといった判断です。このように、特定の場合にどちらの原理がより重いかを判断することを衡量 (Balancing (英)、Abwägung (独)) と呼びます。

次に、その特定の場合を前件、より重いと判断した原理を実現するために必要な法的効果を後件とする条件つき一般規範を作ります。たとえば上記の例においては、「ウイルスの感染が拡大しており、かつ不要不急の移動については、国はその移動を制限しなければならない」とか、「ウイルスの感染が拡大しており、かつ不要不急の場合には、国民は移動をしてはならない」といった規範を作成します\*18。

最後に、この条件つき一般規範を事実に適用し、「国は国民の移動を制限しなければならない」といった無条件の個別規範や、「国民は移動をしてはならない」といった無条件の一般規範を導きます。ただし、このようにして導かれる無条件の規範は、どのような場合にも適用できるわけではなく、「ウイルスの感染が拡大しており、かつ不要不急の場合」にのみ適用されることに注意して下さい。

## (2) 比例原則 (適合性・必要性・狭義の比例性)

国が国民の基本権を制限する場合には、法治国家原則に基づき、その制限を正当化する法律上の根拠が必要です。その法律は、基本権を定める憲法の条文の繰り返しでは意味がなく、上記で述べた衡量を踏まえた条件つき一般規範であったり、少なくともそのような条件つき一般規範を容易に導けるようなものであるべきでしょう。たとえば感染症予防法第 19 条 1 項及び 3 項に基づけば、「都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは (これが上記の「場合」)、当該感染症の患者に対し、指定の医療機関に入院することを勧告でき、その患者が勧告に従わないときは、指定の医療機関に入院させることができる (これが法的効果)」、という条件つき一般規範を導けます。

さらに、基本権を制限する法律を正当化できなければなりません。正当化できれば、当該法律やその法律による (またはその法律に基づく\*19、以下同じ) 基本権制限は合憲とみ

\*17 ここでは、条件をつけずに名宛人 (憲法の場合は国民又は国) に義務を課し、それに対応する権利を相手方 (国または国民) に与える法源を原理と呼んでいます。これに対して、条件つきで名宛人に義務を課し、それに対応する権利を相手方に与える法源をルール (rule) と呼びます。ルールは、撤回可能 (defeasible) な義務を課す法源です。したがって、法源 (規範命題を形成するための素材) としての規範は原理 (無条件の義務を課す法源) とルール (条件つきの義務を課す法源) とに分類できます (Alexy (2010) 47-48)。

\*18 この規範は撤回不可能 (non-defeasible) な規範命題です。

\*19 「法律による」制限は立法者が法律によって直接に国民の基本権を制限することを、「法律に基づく」制限は行政や司法が法律に基づく行政行為・裁判によって特定の個人の基本権を制限することを指します。



なされ、正当化できなければ違憲とみなされます。

基本権を制限する法律を正当化できるか否かは、その基本権制限の目的が正当であるかを審査し（目的審査）、さらに、その目的を実現するための手段を審査（手段審査）することによって判断します\*20。両方が正当であれば当該法律やその法律による基本権制限は合憲であり、片方でも正当化できなければ違憲です。

前者の、基本権制限の正当な目的の典型例は、その基本権を制限する目的が、他の基本権を守ることにある場合です。たとえば感染症予防法に基づき感染症患者の移動の自由を制限する場合、その制限の目的が当該患者意以外の生命権（13条）や生存権（25条1項）を保護\*21することであるならば、その制限は正当といえるでしょう。実際に同法は1条で「感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする」と定めていることでも明らかのように、同法の目的は憲法が定める国民の基本権を守ることであり、したがって正当であるといえます。

つぎに、基本権制限のための手段が正当であるか否かを審査しなければなりません。この審査の判断基準の一つが、ドイツの裁判所や学説が構築し、近年では多くの国の司法や学説でも受け入れられつつある比例原則\*22です。比例原則は適合性、必要性、狭義の比例原則の三つの審査基準で構成されます。

■1 適合性 基本権を制限する法律が定める法的効果（たとえば患者に入院を強制する）は、その法律が実現しようとしている目的（公衆衛生の向上・増進）に適合的（geeignet）でなければなりません。これは、目的をよりよく達成する他の手段がない、ということと同じです。感染症の例においては、強制入院という措置が感染拡大の防止のために効果的であって、それ以上の効果を持つ他の措置がないならば、強制入院という措置は適合的であり、より効果的な他の措置があるなら非適合的であると判断できます。

■2 必要性 法律が定める法的効果は、その法律の目的のために真に必要（erforderlich）でなければなりません。これは、定められた法的効果が不必要に他の目的を侵害してはならない、ということの意味します。同程度に目的を達成する二つの手段があるならば、他の目的への侵害がより少ない方を選ばなければならない、ということです。感染症の例においては、強制入院と同程度の感染拡大防止効果があり、かつ移動の自由等の基本権への

\*20 詳しくは、渡辺他（2016）第3章第2節3や小山（2016）65頁以下を参照してください。

\*21 ここでの「保護」は、国民が生きることを、または、国が公衆衛生を向上させることを事実上可能にすることによって、国民が生きることを許されていたり、国が公衆衛生の向上を義務づけられているという規範的状况を可能にすることを意味します。不可能なことを許したり、義務づけたりすることはできないためです。

\*22 比例原則はドイツ語の Verhältnismäßigkeitsgrundsatz の訳です。Verhältnisは「関係」を、mäßig は「適度な」（または「穏当な」）を意味します。形容詞 verhältnismäßig の名詞形である Verhältnismässigkeit は、文脈に応じて「関係が適度である」または数学の意味での「比例」を意味します。適合性・必要性・狭義の比例性を包括する広義の比例原則は前者の「関係が適度であること」を求める原則です。適合性は法令とその目的との「関係」に、必要性は法令と他の目的との「関係」に、狭義の比例原則は法令の目的と他の目的との「関係」に焦点を当てます。また、狭義の比例原則の比例は数学的な比例をも意味し、侵害される他の目的が重ければ重いほど、法令が実現しようとする目的がより重いことを求めます。

制限が少ない他の措置があるならば、患者の強制入院は不必要でしょう。逆にそのような措置がないならば、強制入院は必要であると判断できます。

■3 狭義の比例性 手段は目的に適合的で必要であるだけでなく、それに相応しくなければなりません。ここで「相応しい」(angemessen)とは、手段によって実現される目的の重みと\*23、同じその手段によって侵害される他の目的の重みを衡量した結果、前者の方が重いという事です。後者の重さの上限は、前者の重さに応じて比例的に重くなります。ある手段によって侵害される目的の重みが上限を超える場合は、たとえ目的達成にとって適合的で必要な手段であっても当該目的にとって相応しくなく、それを採用することは許されません。

基本権侵害を伴う法律の目的(例えば国民の生命権や国の公衆衛生向上・増進義務の保護)に対してその法律が定める法的効果(例えば強制入院)が適合的であり、必要であり、かつ相応しいと判断される場合、当該措置を定める法律は合憲であり、不適合、不必要、または不相応と判断される場合は違憲となります。

## 5 自由権の意義

私たちはなぜ自由権を、すなわち自由であり、かつ、その自由に対する妨害をしないように他者に求める権利をも有する地位を必要とするのでしょうか? その理由の一つを、イエーリング『権利のための闘争』を手掛かりに考えてみましょう\*24。

イエーリング(Rudolf von Jhering, 1818-1892)はドイツの民法・ローマ法学者であり、いくつかの大学を経たのち、1868年にウィーン大学に就任しました。ウィーン大学での彼の講義はしばしば400人を超える受講者を集めるなど評判を呼びましたが、4年後の1872年にゲッティンゲン大学の招聘を受けウィーンを去りました。『権利のための闘争』(Der Kampf ums Recht)はこのウィーン時代の最後の講演に基づくもので、多数の外国語に訳されています。

イエーリングは、私たちが自分の権利を主張することは、私たちが道徳的\*25に生きるための条件であると主張しました(イエーリング(1982)49-50頁)。

権利のための闘争は、権利者の自分自身に対する義務である。

自己の生存を主張することは、生きとし生けるものの最高の法則である。この法則は、あらゆる生きものの自己保存本能として示されている。しかし、人間にとっては、肉体的な生存ばかりでなく、倫理的なるものとして生存することも重要であり、そのための条件の一つが権利を主張することなのである。人間は、自己の倫理的生存条件を権利というかたちで保持し、守るのであって、権利をもたない人間は

\*23 厳密に言えば、目的の重要度の他に、その措置によってどの程度までその目的を達成できるか(目的の達成度)と、その達成の蓋然性をも考慮する必要があります。

\*24 以下は足立(2014)でも論じた内容です。

\*25 岩波文庫の『権利のための闘争』で訳者の村上淳一はmoralischを「倫理的」と訳していますが、本稿では「道徳的」とします。

獣に成り下がってしまう。だからこそ、ローマ人は、抽象的な法の観点からは理屈どおりに、奴隷を家畜と同様においたのだ。したがって、権利を主張することは倫理的自己保存の義務であり、権利主張を全体として放棄することは（それは今日では無論不可能だが、かつては可能であった）は倫理的自殺である。

以下ではこの主張の根拠を、カントの道德哲学と、この授業で説明した様相論理をふまえて説明します。

### (1) 「道徳的な生存」とは何か？

まず、「道徳（倫理）的なるものとして生存すること」とはどのようなことなのかを確認する必要があります。しかしイエーリングは同書においてそれがどのようなことなのかを説明していません。ただし、その序文において、カントの「徳論の形而上学的基礎づけ」にある『自ら虫けらになる者は、あとで踏みつけられても文句は言えない（…）、それは、自分の権利を他人の足の下に投げ捨てること、自分自身に対する人間の義務に違反すること』である」という文章を引用しつつ、これはまさしく彼が『権利のための闘争』で詳しく述べた考えと同じものである、と指摘しています（イエーリング（1982）13-14頁）。したがって、カントが何を「自分自身に対する人間の義務」と考えたのかをふまえてイエーリングの主張を理解すべきでしょう。

カントは『道徳形而上学の基礎づけ』（1785年）において、無制限に善いとみなせるものは善い意思だけであるとし（カント（2000）13頁）、さらに、その善い意思とは、自分に対して道徳規範を定め、それに従う意思のことであると主張しました<sup>\*26</sup>。すなわちカントによれば、善い意思とは自律的な意思です<sup>\*27</sup>。他者が定める規範に従う者は他律的であり、善い意思ではありません。

さらに、その道徳規範が命じる行為は普遍化可能でなければなりません。カントの「普遍化可能性」の概念は曖昧で、精緻化が必要なのですが、ここではカントの説明を紹介するにとどめます（カント（2000）66-68頁）。カントは普遍化不可能な行為を二種類に分けています。第一に、普遍化することを考えられない行為であり、そのようなことをしないことは私達の完全義務（従うことが当然であり、従わないと批判される義務）であるとしてます。カントの説明によれば、自殺をすることを普遍化することは考えられず、したがって自殺をしないことは自分に対する完全義務です。また、嘘をつくことを普遍化することも考えられず、したがって嘘をつかないことは他人に対する完全義務です。第二に、普遍化することは考えられるが、望ましくない行為があります。そのような望ましくない行為をしないことは私達の不完全義務（従うと称賛され、従わなくても批判されない義務）で

<sup>\*26</sup> カントの定言命法（カント（2000）53-54頁）をこのように解します。

<sup>\*27</sup> カントの道德哲学において自律と自由はほぼ同義ですので、「自律的な意思」は「自由な意思」と同義です。ただし、漢字の「自由」は、自らの中に原因（理由）があることを意味し、これに対して自律は自ら「律」（法則）を定めることを意味します。このような漢字の意味に基づくならば、自律は自由を含意しますが（自律は「自分で」自分が従う法則を定めることなので）、逆は成り立ちません（一回限りの決断も自由な判断なので）。

す。カントによれば、自分の才能を開発しないことは望ましくなく、したがって自分の才能を開発することは自分に対する不完全義務です。他人の幸福を促進しないことは望ましくなく、したがって他人の幸福を促進することは他人に対する不完全義務です。私たち全員が、このような意味での普遍化不可能な行為をしないこと、及び普遍化可能であり、かつ望ましい行為をすることを自分に命じ、それらに従うことによって、私たちは善い意思をもつことができ、したがって道徳的に生きることができるのです。

## (2) 道徳的な生存と自由権の関係

さて、以上をふまえて、「権利を主張することは道徳的に生きるための条件である」というイェーリングの主張を論証してみましよう。

上記のような意味での道徳的行為をしようとする者を  $a$ 、それを妨害しようとする者を  $b$  とします。また、「 $a$  がある道徳的行為をする」という命題を  $V$  とします。 $a$  が道徳的であるためには、 $OV$  という規範を自らに対して定め、それに従わなければなりません。このことから、 $V$  という行為をすることが可能でなければならない、ということもいえます。不可能な行為を義務づけることはできないからです。つまり、

$$(1) OV \vdash \Diamond V$$

は論理的に正しい推論です。

さらに、「 $b$  が  $a$  の道徳的行為を妨害する」という命題を  $W$  とします。 $b$  が  $a$  の道徳的行為を妨害することと、 $a$  が道徳的行為をすることは両立しません。すなわち次の命題、

$$(2) \neg \Diamond (W \wedge V)$$

は真です。また、この論理式は  $\Box (W \rightarrow \neg V)$  と同値です。

(1) より、 $OV$  が真であるならば、 $\Diamond V$  は真です\*<sup>28</sup>。また、(2) より、 $\Box (W \rightarrow \neg V)$  は真です。さらに、

$$(3) \Diamond V, \Box (W \rightarrow \neg V) \vdash \Diamond \neg W$$

は論理的に正しい推論です\*<sup>29</sup>。

以上の (1)(2)(3) より、

$$(4) OV, \neg \Diamond (W \wedge V) \vdash \Diamond \neg W$$

は論理的に正しい推論です。 $OV$  が真であり、 $W$  と  $V$  が両立不可能ならば、 $\neg W$  が可能でなければなりません。つまり、 $W$  と  $V$  が両立不可能な場合、 $a$  が自分に  $V$  を義務づけ

\*<sup>28</sup>  $\neg \Diamond V$  ならば、 $a$  は  $OV$  という規範を自らに定めることができません。

\*<sup>29</sup> 現実世界で  $\Box (W \rightarrow \neg V)$  が真であるということは、到達可能なすべての可能世界で  $W \rightarrow \neg V$  が真、したがって  $V \rightarrow \neg W$  が真であるということです。また、現実世界で  $\Diamond V$  が真であるということは、少なくとも一つの可能世界で  $V$  が真であるということです。したがってその可能世界では  $\neg W$  は真です ( $V \rightarrow \neg W, V \vdash \neg W$ )。  $\neg W$  が真であるような可能性世界が少なくとも一つあるので、現実世界で  $\Diamond \neg W$  は真です。

るためには、bによる不妨害の可能性がなければならない、ということです。

では、bの不妨害をどのように確保すればよいのでしょうか。現代社会においては、aが実力によって（たとえば武装して）、または暴力団等の反社会的勢力に頼って、bの妨害行為を阻止することは許されません。現代社会において許される最も効果的な方法は、aに対して、aの行為を妨害しようとするbに対する妨害排除請求権を与えることです。aがその請求権を行使し、それを裁判所が正当と認めれば、bの不妨害義務が確定します。bがその義務を履行しなければ、国がその義務をbに強制します。このことによって、bがaの行為を妨害しない可能性が確保されるのです。

以上のことから、bがaの道徳的行為を妨害しようとする場合に、aがbに対する妨害排除請求権を有していなければ、またはその請求権を有していても行使しないならば、aはその行為を自分に義務づけられず、したがってaの意思は善くありません\*30。そのような状態は、イエーリングの言葉を借りれば「道徳的（倫理的）な自殺」です。

他者に対する妨害排除請求権は、現代社会において個々人が道徳的に生きるために — それで十分というわけではありませんが、少なくとも — 必要な条件です。このことは、私法上の自由権（物権および賃借権のような一部の債権）だけではなく、国に対する国民の自由権全般についてもいえます。今日における国家は、その支配が及ぶ領域において最も強力な実力を備えた組織です。憲法によって保障される自由権は、そのような強力な組織から我々の自由を守り、それによって道徳的に生存するための不可欠の条件であるといえるでしょう。

---

\*30 そのような意思は悪くありません。「法はまさに道徳の可能性にすぎず、そしてまたそれ故に不道徳の可能性でもある。法は道徳を可能にすることができるのみであり、強要することはできない。何故なら道徳的行為は概念必然的にただ自由の行為たりうるのみであるからである。しかるに法は道徳をただ可能にすることができるがゆえに、それは不可避免的に不道徳をも可能にせざるをえない」（ラートブルフ（1961）166-167頁）。



# 解答

## 第 1 章

### ■練習問題 1

1.  $A \vee \neg A$  恒真式

$A$	$\neg A$	$A \vee \neg A$
1	0	1
0	1	1

2.  $\neg(A \wedge \neg B)$  事实式

$A$	$B$	$\neg B$	$A \wedge B$	$\neg(A \wedge \neg B)$
1	1	0	0	1
1	0	1	1	0
0	1	0	0	1
0	0	1	0	1

3.  $\neg A \vee B$  事实式

$A$	$B$	$\neg A$	$\neg A \vee B$
1	1	0	1
1	0	0	0
0	1	1	1
0	0	1	1

4.  $(A \wedge B) \rightarrow B$  恒真式

$A$	$B$	$A \wedge B$	$(A \wedge B) \rightarrow B$
1	1	1	1
1	0	0	1
0	1	0	1
0	0	0	1

5.  $\neg A \rightarrow (A \rightarrow B)$  恒真式

$A$	$B$	$A \rightarrow B$	$\neg A$	$\neg A \rightarrow (A \rightarrow B)$
1	1	1	0	1
1	0	0	0	1
0	1	1	1	1
0	0	1	1	1

6.  $((A \rightarrow B) \rightarrow A) \rightarrow A$  恒真式

$A$	$B$	$A \rightarrow B$	$(A \rightarrow B) \rightarrow A$	$((A \rightarrow B) \rightarrow A) \rightarrow A$
1	1	1	1	1
1	0	0	1	1
0	1	1	0	1
0	0	1	0	1

7.  $(A \rightarrow B) \rightarrow (A \rightarrow (B \vee C))$  恒真式

$A$	$B$	$C$	$A \rightarrow B$	$B \vee C$	$A \rightarrow (B \vee C)$	$(A \rightarrow B) \rightarrow (A \rightarrow (B \vee C))$
1	1	1	1	1	1	1
1	1	0	1	1	1	1
1	0	1	0	1	1	1
1	0	0	0	0	0	1
0	1	1	1	1	1	1
0	1	0	1	1	1	1
0	0	1	1	1	1	1
0	0	0	1	0	1	1

### ■練習問題 2

1.  $A \vee B, \neg A \models B$

		前提 1	前提 2	結論
$A$	$B$	$A \vee B$	$\neg A$	$B$
1	1	1	0	1
1	0	1	0	0
0	1	1	1	1
0	0	0	1	0

- この推論において、前提がすべて真の場合は 3 行目であり、この場合に結論は真となっている。したがって、この推論は妥当である（論理的に正しい）。
- この推論において、前提がすべて真の場合は 3 行目であり、この場合に結論は偽となっていない、すなわち、この推論には反例がない。したがって、この推論は妥当である（論理的に正しい）。

2.  $A \rightarrow B \models (A \wedge C) \rightarrow B$



A	B	C	前提		結論
			$A \rightarrow B$	$A \wedge C$	$(A \wedge C) \rightarrow B$
1	1	1	1	1	1
1	1	0	1	0	1
1	0	1	0	1	0
1	0	0	0	0	1
0	1	1	1	0	1
0	1	0	1	0	1
0	0	1	1	0	1
0	0	0	1	0	1

- この推論において、前提が真の場合は 1, 2, 5, 6, 7, 8 行目であり、そのあらゆる場合に結論は真となっている。したがって、この推論は妥当である。
- この推論において、前提がすべて真の場合は 1, 2, 5, 6, 7, 8 行目であり、そのあらゆる場合に結論は偽となっていない、すなわち、この推論には反例がない。したがって、この推論は妥当である。

3.  $A \rightarrow B, B \models A$ 

A	B	前提 1	前提 2	結論
		$A \rightarrow B$	B	A
1	1	1	1	1
1	0	0	0	1
0	1	1	1	0
0	0	1	0	0

- この推論において、前提がすべて真の場合は 1, 3 行目であり、そのうち 3 行目では結論が偽となっている。すなわち、前提がすべて真であるあらゆる場合に結論が真となっているわけではない。したがって、この推論は非妥当である（論理的に正しくない）。
- この推論において、前提がすべて真の場合は 1, 3 行目であり、そのうち 3 行目では結論が偽となっている。すなわち、この推論には 3 行目（A 偽、B 真の場合）という反例がある。したがって、この推論は非妥当である（論理的に正しくない）。

4.  $(A \wedge B) \models A$ 

A	B	前提	結論
		$A \wedge B$	A
1	1	1	1
1	0	0	1
0	1	0	0
0	0	0	0

- この推論において、前提が真の場合は 1 行目だけであり、この場合に結論は真

となっている。したがって、この推論は妥当である。

- この推論において、前提が真の場合は1行目であり、この場合に結論は偽となっていない、すなわち、この推論には反例がない。したがって、この推論は妥当である。

5.  $\neg A \models A \rightarrow B$

		前提	結論
$A$	$B$	$\neg A$	$A \rightarrow B$
1	1	0	1
1	0	0	0
0	1	1	1
0	0	1	1

- この推論において、前提が真の場合は3, 4行目であり、そのあらゆる場合に結論は真となっている。したがって、この推論は妥当である。
- この推論において、前提が真の場合は3, 4行目であり、そのあらゆる場合に結論は偽となっていない、すなわち、この推論には反例がない。したがって、この推論は妥当である。

6.  $A, \neg A \models B$

前提 1		前提 2	結論
$A$	$B$	$\neg A$	$B$
1	1	0	1
1	0	0	0
0	1	1	1
0	0	1	0

- この推論において、前提がすべて真の場合はない。したがって、前提がすべて真で結論が偽になる場合、すなわち反例もない。したがって、この推論は妥当である。

### ■練習問題 3

1.  $A \wedge A$  と  $A$

$A$	$A \wedge A$
1	1
0	0

$A$  と  $A \wedge A$  は常に同じ真理値をとるので、両者は論理的同値である。

2.  $A \rightarrow B$  と  $\neg B \rightarrow \neg A$

$A$	$B$	$A \rightarrow B$	$\neg B$	$\neg A$	$\neg B \rightarrow \neg A$
1	1	1	0	0	1
1	0	0	1	0	0
0	1	1	0	1	1
0	0	1	1	1	1

$A \rightarrow B$  と  $\neg B \rightarrow \neg A$  は常に同じ真理値をとるので、両者は論理的同値である。

#### ■練習問題 4

1.  $\{\neg A\}$

$A$	$\neg A$
1	0
0	1

この集合に属するすべての論理式を真にする場合があるので (2 行目)、この集合は整合的である。

2.  $\{A \rightarrow A\}$

$A$	$A \rightarrow A$
1	1
0	1

この集合に属するすべての論理式を真にする場合があるので (1, 2 行目)、この集合は整合的である。

3.  $\{A, \neg A\}$

$A$	$\neg A$
1	0
0	1

この集合に属するすべての論理式を真にする場合はないので、この集合は矛盾している。

4.  $\{A, B\}$

$A$	$B$
1	1
1	0
0	1
0	0

この集合に属するすべての論理式を同時に真にする場合があるので (1 行目)、この集合は整合的である。

5.  $\{A, A \rightarrow B, \neg B \vee C, C \rightarrow \neg A\}$

$A$	$B$	$C$	$A$	$A \rightarrow B$	$\neg B$	$\neg B \vee C$	$\neg A$	$C \rightarrow \neg A$
1	1	1	1	1	0	1	0	0
1	1	0	1	1	0	0	0	1
1	0	1	1	0	1	1	0	0
1	0	0	1	0	1	1	0	1
0	1	1	0	1	0	1	1	1
0	1	0	0	1	0	0	1	1
0	0	1	0	0	1	1	1	1
0	0	0	0	0	1	1	1	1

この集合に属するすべての論理式を真意する場合はないので、この集合は矛盾している。

#### ■練習問題 5

1. 次の英文を論理式に翻訳せよ。ただし全称量化子を使うこと。

(a) Everyone likes Sushi.

$$\forall x Sx$$

(b) It is not the case that everyone likes Sushi.

$$\neg \forall x Sx$$

(c) Nobody likes Sushi.

$$\forall x \neg Sx$$

(d) It is not the case that nobody likes Sushi.

$$\neg \forall x \neg Sx$$

(e) Every Japanese likes Sushi.

$$\forall x (Jx \rightarrow Sx)$$

(f) It is not the case that every Japanese likes Sushi.

$$\neg \forall x (Jx \rightarrow Sx)$$

(g) No Japanese likes Sushi.

$$\forall x (Jx \rightarrow \neg Sx)$$

(h) It is not the case that no Japanese likes Sushi.

$$\neg \forall x (Jx \rightarrow \neg Sx)$$

2. 次の英文を論理式に翻訳せよ。ただし存在量化子を使うこと。

(a) It is not the case that someone doesn't like Sushi.

$$\neg \exists x \neg Sx$$

(b) Someone doesn't like Sushi.

$$\exists x \neg Sx$$

(c) It is not the case that someone likes Sushi.

$$\neg\exists xSx$$

(d) Someone likes Sushi.

$$\exists xSx$$

(e) There isn't anyone who is Japanese and doesn't like Sushi.

$$\neg\exists x(Jx \wedge \neg Sx)$$

(f) There is someone who is Japanese and doesn't like Sushi.

$$\exists x(Jx \wedge \neg Sx)$$

(g) There isn't anyone who is Japanese and likes Sushi.

$$\neg\exists x(Jx \wedge Sx)$$

(h) There is someone who is Japanese and likes Sushi.

$$\exists x(Jx \wedge Sx)$$

1(a) は 2(a) と論理的同値、以下 (h) までそれぞれ論理的同値です。また、(e) は伝統的論理学の用語では A 型（全称肯定判断）、(f) は O 型（特称否定判断）、(g) は E 型（全称否定判断）、(h) は I 型（特称肯定判断）です（戸田山 (2000) 121 頁）。A 型と O 型（e と f）、E 型と I 型（g と h）が互いに否定の関係になっていることにも留意してください。

### ■練習問題 6

1.  $Hab$
2.  $\forall xHax$
3.  $\forall xHxb$
4.  $\forall x\forall yHxy$

## 第 2 章

### ■練習問題 1

- $\neg(OV \wedge O\neg V) \models \models \neg(\neg P\neg V \wedge \neg PV)$
- $PV \vee P\neg V$
- $OV \rightarrow PV \models \models \neg P\neg V \rightarrow PV$
- $O\neg V \rightarrow P\neg V \models \models \neg PV \rightarrow P\neg V$

4 つの論理式をすべて同じ論理式に変形できることを示すためには、

- $P \rightarrow Q, \models \models \neg P \vee Q \models \models \neg(P \wedge \neg Q)$
- $\neg(P \wedge Q) \models \models \neg P \vee \neg Q$
- $P \rightarrow Q \models \models \neg Q \rightarrow \neg P$

を利用して、どれか一つの論理式に変形できることを示せばよい。

### ■練習問題 2

1.  $OV$  より時計回りに、 $OV \vee O\rightarrow V, O\rightarrow V, \rightarrow OV, \rightarrow O\rightarrow V \wedge \rightarrow OV, \rightarrow O\rightarrow V$
2.  $OV$  が真の場合、 $O\rightarrow V$  は偽、 $PV$  は真、 $P\rightarrow V$  は偽、 $PV \wedge P\rightarrow V$  は偽、 $OV \vee O\rightarrow V$  は真。
3.  $OV$  が偽の場合、 $O\rightarrow V$  は不明、 $PV$  は不明、 $P\rightarrow V$  は真、 $PV \wedge P\rightarrow V$  は不明、 $OV \vee O\rightarrow V$  は不明。

### ■練習問題 3

1.  $\Box A$  と  $\Diamond \neg A$  は互いに否定の関係にある。
  - (a)  $w_1$  において  $\Box A$  が真：  $w_1$  から到達可能なすべての可能世界において  $A$  が真。
  - (b)  $w_1$  において  $\Diamond \neg A$  が真：  $w_1$  から到達可能な可能世界のうち少なくともどれか一つにおいて  $\neg A$  が真。
2. 「 $w_1$  における  $\Box A$ 」は、「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界が  $A$  である」と同じである。「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界が  $A$  である」( $\forall wAw$ ) は、「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界の中に  $\neg A$  であるような世界がない」( $\neg \exists w \neg Aw$ ) と同じである。「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界の中に  $\neg A$  であるような世界がない」は、「 $w_1$  における  $\neg \Diamond \neg A$ 」と同じである。したがって、 $\Box A$  と  $\neg \Diamond \neg A$  は論理的同値である。  
 「 $w_1$  における  $\Box \neg A$ 」は、「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界が  $\neg A$  である」と同じである。「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界が  $\neg A$  である」( $\forall w \neg Aw$ ) は、「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界の中に  $A$  であるような世界がない」( $\neg \exists w Aw$ ) と同じである。「 $w_1$  から到達可能なすべての可能世界の中に  $A$  であるような世界がない」は、「 $w_1$  における  $\neg \Diamond A$ 」と同じである。したがって、 $\Box \neg A$  と  $\neg \Diamond A$  は論理的同値である。

### ■練習問題 4

1.  $OA$  と  $P\rightarrow A$  は互いに否定の関係にある。  
 $w_1$  において  $OA$  が真：  $w_1$  から到達可能な ( $w_1$  にとっての) すべての理想世界において  $A$  が真。  
 $w_1$  において  $P\rightarrow A$  が真：  $w_1$  から到達可能な ( $w_1$  にとっての) 理想世界のうち少なくともどれか一つにおいて  $\neg A$  が真。
2.  $OV$  真、 $O\rightarrow V$  真、 $PV$  偽、 $P\rightarrow V$  偽。  
 $OV$  は  $\neg P\rightarrow V$  と同値、つまり、 $\neg V$  であるような理想世界はないということを意味する。理想世界がなければ、 $\neg V$  であるような理想世界もないので、 $\neg P\rightarrow V$  は真、したがって、 $OV$  は真。同様の理由で  $O\rightarrow V$  も真。

理想世界がなければ、 $V$  であるような理想世界もない。したがって  $PV$  は偽。同様の理由で  $P\neg V$  も偽。

この問のように到達可能な理想世界がないという前提の下では、 $OV$  と  $O\neg V$  の間に反対の関係が成り立たず、また、 $PV$  と  $P\neg V$  の間に小反対の関係が成り立たないことに留意すること。

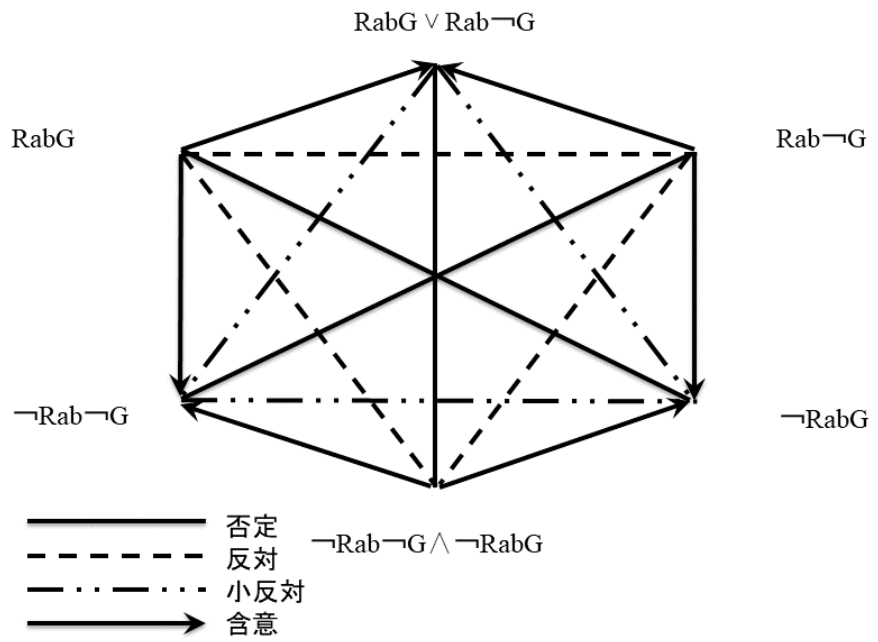
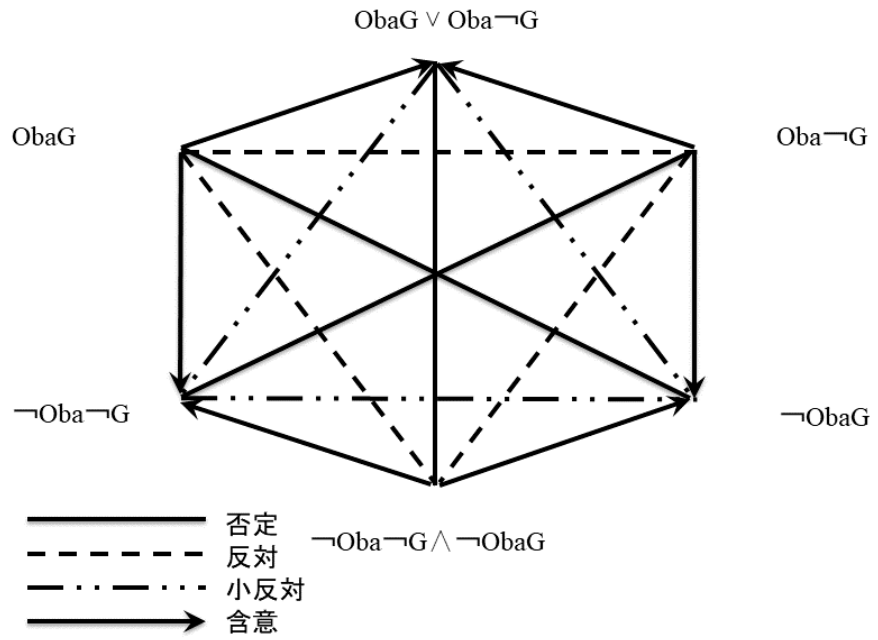
3. ある可能世界  $w_1$  において規範  $OV$  が真であれば、 $w_1$  から到達可能なすべての理想世界で  $V$  は真である。また、 $w_1$  から到達可能な理想世界の中に  $V$  が真の世界があれば、理想世界は可能世界の一種であるので、 $w_1$  から到達可能な可能世界の中に  $V$  が真になるような世界が存在することになる。したがって  $w_1$  において  $\Diamond V$  は真である。なお、「当為は可能を含意する」（または「不可能なことは命令できない」という命題の起源は不明であるが、カントに帰せられることが多い（たとえばカント (2000) 「実践理性批判」165 頁 (AA V, 30) 等)。

### 第 3 章

■練習問題 1 (a) 1: 真、2: 偽、3: 真、4: 偽

(b) 1: 偽、2: 不明 3: 不明、4: 真

■練習問題 2





## 参考文献

- Alexy, Robert (2010) *A Theory of Constitutional Rights*: Oxford University Press.
- Hilpinen, Risto and Paul MacNamara (2013) “Deontic Logic: A Historical Survey and Introduction,” in Gabbay, Dov et al. eds. *Handbook of Deontic Logic and Normative Systems*, pp. 1–136: College Publications.
- Hohfeld, Wesley Newcomb (1917) “Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning,” *The Yale Law Journal*, Vol. 26, No. 8, pp. 710–770.
- Koller, Peter (1997) *Theorie des Rechts*: Böhlau.
- 青井秀夫 (2007) 『法理学概説 = Outline of legal theory』, 有斐閣.
- 足立英彦 (2014) 「道徳・不道徳の可能性としての法：ラートブルフにおける法と道徳の関係について」, 『金沢法学』.
- イエーリング, R. (1982) 『権利のための闘争』, 岩波文庫, 岩波書店.
- 尾高朝雄 (1935) 『法哲学』, 現代哲学全集, 日本評論社.
- カント, I. (2000) 『実践理性批判；人倫の形而上学の基礎づけ』, 坂部恵・平田俊博・伊古田理訳, カント全集 7, 岩波書店.
- ケルゼン, H. (2014) 『純粹法学』, 長尾龍一訳, 岩波書店, 第 2 版.
- 小山剛 (2016) 『「憲法上の権利」の作法』, 尚学社, 第 3 版.
- 住吉雅美 (2020) 『あぶない法哲学：常識に盾突く思考のレッスン』, 講談社現代新書, 講談社.
- 戸田山和久 (2000) 『論理学をつくる』, 名古屋大学出版会.
- 穂積陳重・穂積重遠 (1916) 『法窓夜話』, 有斐閣.
- 三浦俊彦 (2017) 『改訂版 可能世界の哲学：「存在」と「自己」を考える』, 二見書房.
- ラートブルフ, G. (1961) 『法哲学』, 田中耕太郎訳, ラートブルフ著作集, 第 1 号, 東京大学出版会.
- 渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗 (2016) 『憲法 I 基本権』, 日本評論社.